

LIBRA

2017年 4月号

〈特集〉

ビットコインなどの仮想通貨に関する 法改正と実務への影響

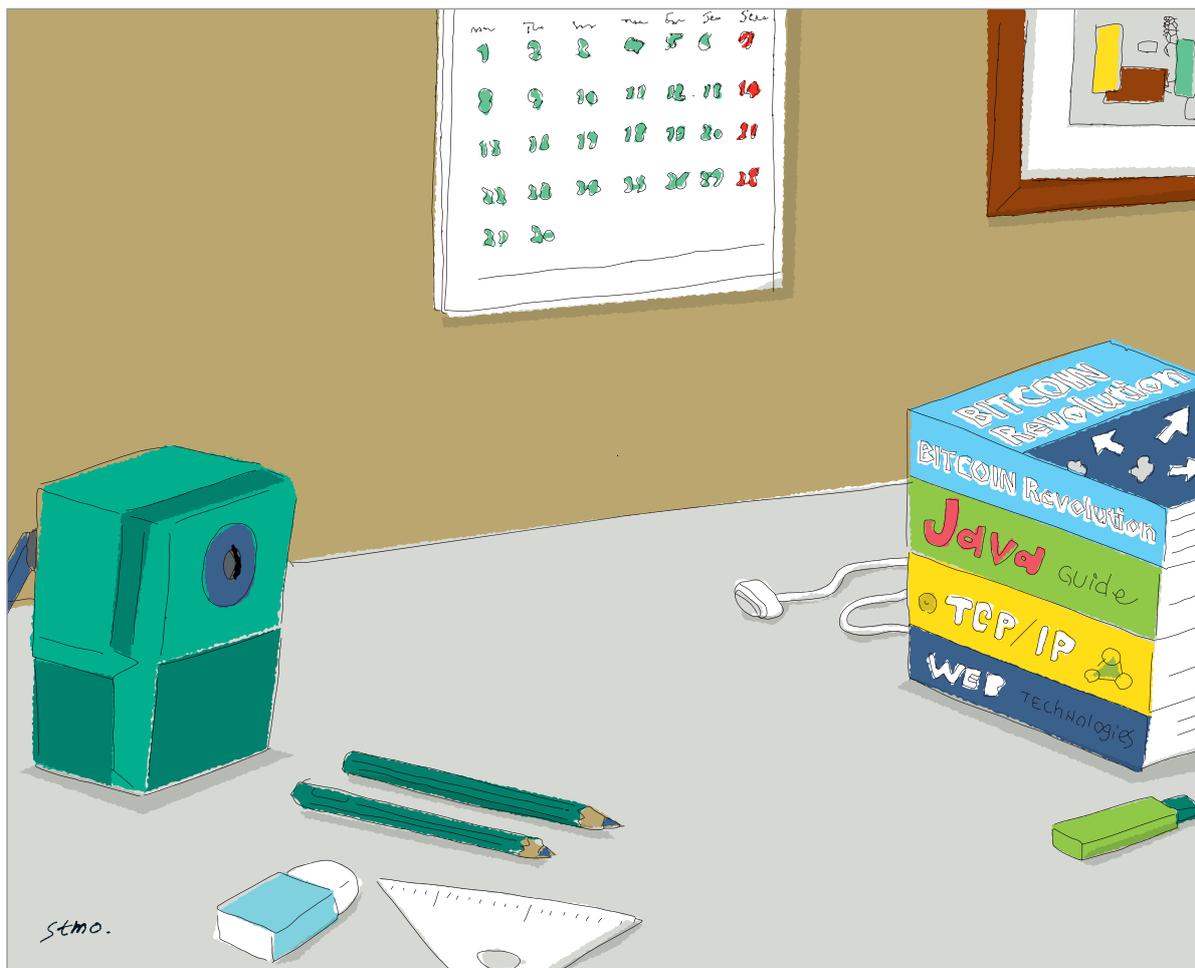
〈インタビュー〉

第31回 東弁人権賞受賞者

特定非営利活動法人北関東医療相談会／中皮腫・じん肺・アスベストセンター

〈クローズアップ〉

2017年度 役員紹介



LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2017年4月号

特集

02 ビットコインなどの仮想通貨に関する 法改正と実務への影響

序 特集にあたって

1 FinTech法の概要

2 仮想通貨交換業の周辺論点

3 仮想通貨の私法的性質の論点

4 ブロックチェーンの技術と可能性

5 FinTech法の評価と今後の法制の展開

片岡義広

藤武寛之

田中貴一

片岡義広

河合健・早川晃司

森下哲朗

インタビュー

26 第31回 東京弁護士会人権賞 受賞者

- ・ 特定非営利活動法人北関東医療相談会
- ・ 中皮腫・じん肺・アスベストセンター

クローズアップ

34 2017年度 役員紹介

ニュース&トピックス

- 38
- ・ 沖縄調査報告
 - ・ シンポジウム「これからの男女共同参画社会のあり方を考える」開催報告

連載等

44 常議員会報告（2016年度 第11回）

49 今、憲法問題を語る

第67回 新たな共謀罪法案である「テロ等準備罪」法案に反対する 山内一浩

50 弁護士が狙われる時代—弁護士業務妨害への対応

第83回 典型的な業務妨害とその対策 榎木純一

51 あっせん人列伝：第9回 矢吹公敏会員

52 近時の労働判例

第50回 東京高裁平成28年11月2日判決（長澤運輸事件） 太宰末桜

54 刑弁でGO!：第72回 無罪事例報告 徳永裕文

56 via moderna

第68回 弁護士業務支援ホットラインにて活躍する弁護士に聞く

福崎聖子・杉村亜紀子／聞き手：元澤 武

58 わたしの修習時代：ガラパゴスでも充実していた修習時代 39期 鈴木清明

59 68期リレーエッセイ：吾輩は人間である。 荘加大策

60 お薦めの一冊：『Q&A障害者差別解消法』 児玉勇二

61 コーヒーブレイク：Bリーグ観戦 牧内靖成

62 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内

64 会長声明

72 インフォメーション

ビットコインなどの仮想通貨に関する 法改正と実務への影響

昨今、ビットコインをはじめとする仮想通貨が注目されるようになった。2016年5月25日には、「資金決済に関する法律」及び「犯罪による収益移転の防止に関する法律」等を改正する「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」（以下、本特集において「FinTech法」という）が成立し、仮想通貨に係る規制が導入されることとなった。そして、このFinTech法は、関連する政省令等も含めて、2017年4月1日に施行されるに至っている。

そこで、今回の特集では、金融法制及び仮想通貨の法制に詳しい会員の方々から、仮想通貨に関し、FinTech法の概要、仮想通貨交換業の周辺論点を解説していただくほか、仮想通貨の私法

的性質とビットコインの基幹技術であるブロックチェーン技術と可能性についてご教示いただいた。最後に、森下哲朗上智大学法科大学院教授から、FinTech法の仮想通貨に関する法制評価と今後の法制の展開についてご寄稿いただいた。

(木村 容子)

CONTENTS

序 特集にあたって

- 1 FinTech法の概要
- 2 仮想通貨交換業の周辺論点
- 3 仮想通貨の私法的性質の論点
- 4 ブロックチェーンの技術と可能性
- 5 FinTech法の評価と今後の法制の展開

序

特集にあたって—背景と現状、本特集の構成—

金融取引法部部长 片岡 義広 (32期)



1 仮想通貨の出現

仮想通貨は、Satoshi Nakamoto (中本哲史) を名乗る人物による分散型台帳技術 (DLT=Distributed Ledger Technology) であるブロックチェーン (BLC

=blockchain) に関する論文の情報処理 (IT=Information Technology) 技術と (ブロックチェーンについては、本誌18頁以下の論稿ご参照)、公開鍵と秘密鍵を用いる既存の暗号技術とを基礎に、ビットコイン (bitcoin) という仮想通貨の運用が2009年

1月3日に開始されたことに始まる。

ブロックチェーンの技術的堅牢さが支持されて、ビットコインは世界中に拡大して使用されることとなった。そして、仮想通貨は、ビットコイン (BTC) のみならず、イーサリアム (ETH=Ethereum)、リップル (XRP=Ripple)、日本発のモナーコイン (MonaCoin) 等、現在では数百種類以上あるとされるが、ビットコインが約9割の時価総額を占めている。

そして、既存の仮想通貨を基礎としたそれとは別のカラードコイン (Colored coin) 又はオルト/アルトコイン (Alternative coin) と呼ばれる仮想通貨も出現している。

この間、2014年2月28日に、当時世界最大のビットコインの取引所 (交換所) である株式会社 MTGOX (マウントゴックス) が民事再生手続開始の申立てがなされて経営破綻をし、その後破産手続も開始された。ただ、この事件は、経営者の犯罪によるものであり、社会的にも注目を浴びることとなったが、ビットコインのシステムに問題があったわけではない。

2 仮想通貨の規制法

仮想通貨については、その有用な可能性も認識される一方で、通貨危機等に陥った国で自国通貨を忌避してビットコインに逃避する動き、違法取引の決済やマネーロンダリングに利用する動きや、IS国などのテロ資金の調達に利用する動きがある等、国際社会でも問題視されるに至った。

そこで、2015年6月のドイツのエルマウでのG7サミットでの国際合意及びこれを受けたFATF (ファトフ=Financial Action Task Force=金融作業部会) のガイダンスで、免許制又は登録制による規制をすべきこととされた。

これを受け、我が国では、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」(平成28年6月3日法律第62号。いわゆるFinTech法)によって「資金決済に関する法律」(資金決済法)及び「犯罪による収益移転の防止に関する法律」(犯罪収益移転防止法)も改正され、本年(2017年)4月1日に施行された。

3 本特集の内容

そこで、本誌編集会議の依頼を受け、当会金融取引法部の部員で、仮想通貨に関し、①規制法の概要、②規制法の実務上の論点、③仮想通貨の私法上の性質、④ブロックチェーン技術とその可能性について分担執筆をして、その制度を紹介するものである。

そして、金融庁金融審議会のワーキンググループで座長を務められ、また、決済高度化官民推進会議でも現在座長を務められておられる森下哲朗上智大学法科大学院教授に、いわゆるFinTech法における仮想通貨法制の評価と今後の法制の展開について、玉稿をいただくこととした。

1 FinTech法の概要

一般社団法人 FinTech 協会監事・金融取引法部部長 藤武 寛之 (66期)



2017年4月、いわゆるFinTech法が施行され、仮想通貨に関する新たな法制が始動した。ここでは、FinTech法の仮想通貨に係る部分が成立するに至った背景や当該法制について概説する。

1 経緯

FinTech法は、仮想通貨に係る部分については、資金決済法及び犯罪収益移転防止法（以下「犯収法」という）の改正を主な内容とする。かかる改正がなされるに至るまでには、主に以下の2点の背景があった。

第1に、大手ビットコイン取引所の破綻である。

2009年に運用が開始された、仮想通貨の草分け的存在であるビットコインは、その根幹技術であるブロックチェーンの革新性が多くの技術者の支持を受け、徐々に認知度を向上させていた。かかる状況の中、キプロスの金融危機等を発端として、特定の国家の信用に依存しないデジタル通貨であるビットコインの価値が脚光を浴び、急速に取引量を拡大させつつあった。その最中の2014年2月、当時世界最大のビットコイン取引所であった我が国所在の株式会社MTGOX（以下「MTGOX社」という）が、民事再生手続開始の申立てを行い、その後破産手続開始決定がなされるに至った。この事件によって、MTGOX社に預けられていた約65万ビットコイン（本稿執筆時点の価値にして850億円相当額）と約28億円の現金が消失したとされている。その後、MTGOX社の代表者は、業務上横領等の容疑で起訴されているが、未だ事件の全容は解明されていない。この事件により、今後拡大すると想定される仮想通貨の利用者保護の必要性が浮き彫りとなった。

第2に、マネーロンダリング（マネロン）・テロ資金供与対策の国際的な要請があったことである。

ビットコインは、極めて匿名性が高いという特性を

有しており、かねてより、マネロン・テロ資金供与に利用されるリスクが指摘されていた。そのような中、2015年6月8日、G7エルマウ・サミットにおいて、「仮想通貨及びその他の新たな支払手段の適切な規制を含め、すべての金融の流れの透明性拡大を確保するためにさらなる行動をとる」との首脳宣言が発出され、これを受けた、マネロン・テロ資金供与に関する政府間会合であるFATF（金融活動作業部会）は、同年6月26日、「各国は、仮想通貨と法定通貨を交換する交換所（exchanger）に対し、登録・免許制を課すとともに、顧客の本人確認や疑わしい取引の届出、記録保存の義務等のマネロン・テロ資金供与規制を課すべきである」との内容のガイダンスを公表するに至った。これらを受け、我が国においても、国際社会と共同した、仮想通貨に対する対策が急務となっていた。

以上の事情を受け、仮想通貨に関する法制が制定されるに至ったのである。

なお、当初、MTGOX社に関する事件は大きく報道され、あたかもビットコイン自体が詐欺的商法の一つであるかのような報道がなされた向きもあったが、そのような理解は正確なものではない。MTGOX社は、法定通貨とビットコインとの両替商の役割を担っていたにすぎず、同事件は、MTGOX社の資産管理に問題があった事案である。ビットコインやこれを支えるブロックチェーン技術に何ら問題があったわけではない。そのため、同社の破たん後も、ビットコインの取引は着実に拡大しており、ブロックチェーン技術の商用利用についての検討も、金融機関等を中心に大きく進展しているところである。

2 FinTech法の概要

FinTech法では、仮想通貨に関する規制について、以下の方策を講じている。

第1に、資金決済法の改正を行った。規制の根幹となる「仮想通貨」の定義を置くとともに、仮想通貨に関する取引の窓口となる事業者を「仮想通貨交換業者」として登録制を導入し、各種の行為規制等を整備することとした。

第2に、犯収法を改正した。具体的には、犯収法の適用事業者である「特定事業者」に「仮想通貨交換業者」を追加し、一定の仮想通貨に関する取引を実施するに際して、取引時確認、疑わしい取引の届出等の義務を課すこととした。

以下では、改正後における資金決済法及び犯収法の内容についてポイントを絞って解説する（以下、改正後の各法律を、「改正資金決済法」及び「改正犯収法」という）。

(1) 改正資金決済法の概要

ア 仮想通貨の定義

改正資金決済法2条5項

この法律において「仮想通貨」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
- 二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

第一号に定める仮想通貨の定義は、大きく3つの要件に分けることができる。

- ①物品購入又は役務提供を受ける等の際に不特定の者を相手方として使用することができ、かつ、不特定の者に対して売却等ができる
- ②電子情報処理組織を用いて移転できる財産的価値である
- ③法定通貨及び通貨建資産でない

以上の中で、特に重要な要件は①であり、その中でも、「不特定の者」に対して使用又は売却等ができる、とされている点が重要と考えられる。

いわゆるデジタル通貨の一種である仮想通貨は、同じくデジタル通貨（Suica, Edy等の電子マネー等）をその範囲に含む、資金決済法上の「前払式支払手段」との境界が問題となり得る。前払式支払手段は、「その発行する者又は当該発行する者が指定する者…から物品を購入し、…又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために提示、交付、通知その他の方法により使用することができる」（資金決済法3条1項1号）とされており、通常、当該前払式支払手段の発行者、または、発行者との間で契約を締結した加盟店においてのみ、代金決済時に利用されることが想定されている。これに対し、仮想通貨は、「不特定の者」が、発行者等との契約を締結することなく、受入れの意思さえあれば、当該仮想通貨を受け入れることができるものであり、かかる点に、前払式支払手段との相違点がある。仮想通貨の代表であるビットコインは、発行者の存在しない通貨であると言われるが、改正資金決済法上の「仮想通貨」は、発行者の存在の有無をその要件としていない。それ故、今後、自ら仮想通貨を発行する事業者が多く出現することが想定されるが、その仮想通貨を受け入れる店舗が、「不特定の者」（または「発行者の指定する者」）であるかどうかは微妙な場合もあると考えられるため、慎重

な判断が必要である。

②の要件については、デジタル通貨の特性として、仮想通貨がコンピュータを用いて移転できる価値であることを表している。③の要件は、通貨や預金債権等が仮想通貨に該当しないことを明確化したものである。なお、「通貨建資産」は、同法2条6項に定義されている。

第二号に定める仮想通貨の定義は、仮想通貨と相互交換可能性のある財産的価値は、第一号に定める仮想通貨に該当しない場合であっても、広く規制の対象になることを明らかにしている。

イ 仮想通貨交換業の定義

改正資金決済法2条7項

この法律において「仮想通貨交換業」とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。

- 一 仮想通貨の売買又は他の仮想通貨との交換
- 二 前号に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理
- 三 その行う前二号に掲げる行為に関して、利用者の金銭又は仮想通貨の管理をすること

第一号の仮想通貨交換業の典型例は、自ら顧客に対し、自己が保有する仮想通貨の販売を行う行為である。

自己売買を行わず、顧客間の仮想通貨の売買をマッチングするためのプラットフォームを提供する行為は、第二号の仮想通貨交換業に該当する。

第三号は、あくまでも、「前二号に掲げる行為に関して」、仮想通貨等を管理する行為を仮想通貨交換業としている。そのため、単に、仮想通貨管理のためのウォレット機能を提供するだけの行為であれば、仮想通貨交換業には該当しない。

以上の仮想通貨交換業について、内閣総理大臣の登録を受けた者が「仮想通貨交換業者」となる（改正資金決済法2条8項）。

ウ 仮想通貨交換業者の登録義務

仮想通貨交換業を営むためには、財務（支）局長に対し、取り扱う仮想通貨の名称やその概要等、必要な事項を記載した書類を提出し、登録を受ける必要がある（同法63条の2、63条の3）。

登録要件は、いくつかの登録拒否事由という形式で定められているが、登録に際しては、一定の財産的基礎の他、各種の態勢整備（法令遵守態勢、反社会的勢力対応、個人情報管理態勢、苦情処理態勢、外部委託先管理態勢等）が求められる（同法63条の5、63条の8乃至63条の12、仮想通貨交換業者に関する内閣府令（以下「府令」という）12条乃至25条）。財産的基礎は、最低資本金1000万円及び純資産がマイナスでないこと（債務超過でないこと）とされた（府令9条）。

なお、既存の仮想通貨取引事業者は、経過措置として、改正資金決済法の施行後6か月の間に登録の申請を行えばよいものとされている（FinTech法附則8条1項）。ただし、登録未了の状態であっても、法施行後は、仮想通貨交換業者として規制されることとなる（同法8条2項）。

エ 仮想通貨交換業者に課される行為規制

仮想通貨交換業者には、以下のような行為規制が課される（改正資金決済法63条の8乃至63条の12）。

- ①情報の安全管理義務
- ②委託先に対する指導義務
- ③利用者の保護等に関する措置（利用者への情報提供措置等）を講ずる義務
- ④利用者財産の管理義務
- ⑤金融ADRへの対応義務

これらの中で、特に重要と考えられるのは、①情報の安全管理義務および④利用者財産の管理義務である。

海外を含めた仮想通貨交換所は、常に外部からの

サイバー攻撃にさらされていることが知られており、実際にいくつかの大手交換所は、外部から攻撃により、財産流出・システムダウン等の被害を受けたことが報告されている。これらの攻撃に対するシステムの堅牢性を維持することは、仮想通貨交換業者の最大の責務となる。また、改正資金決済法は、仮想通貨交換業者に対し、自己の金銭・仮想通貨と顧客の金銭・仮想通貨の分別管理義務を定め、公認会計士又は監査法人の分別管理監査を受けることを義務付けた（同法63条の11）。かかる行為規制は、MTGOX社の事案を踏まえた、仮想通貨交換業者に特徴的なものとなっている。さらに、本稿執筆時点で公開されている仮想通貨交換業者向けの事務ガイドライン*1では、顧客の金銭・仮想通貨について、帳簿上の金銭・仮想通貨量と銀行残高・ウォレット上の仮想通貨量との差異が発生した場合には、一定の期間内（2営業日以内又は5営業日以内）にその差異を解消すべきことや、顧客の仮想通貨を可能な限りコールドウォレット（インターネット等の外部のネットワークに接続されていない環境）で管理すべきこと等が定められている。

(2) 改正犯収法の概要

ア 取引時確認の義務

仮想通貨交換業者は、改正犯収法において、同法の適用事業者である「特定事業者」となるため、以下の取引（特定取引）を行う際に、取引時確認（本人確認等）を行うことが求められる（改正犯収法2条2項31号、4条、改正犯収法施行令7条1項1号ヨ・タ・レ）。

- ①仮想通貨取引を継続・反復して行うこと等を内容とする契約の締結（アカウント開設契約等）
- ②その価額が200万円を超える仮想通貨の売買・交換等

③その価額が10万円を超える仮想通貨の移転

仮想通貨交換業者はその特性上、ほぼ非対面での取引であることが想定される。そのため、犯収法上の取引時確認義務を果たすためには、上記特定取引に際して、Web上で運転免許証等の本人確認書類のアップロードを受けたうえ、当該本人書類記載の住所に宛てて、取引関係文書を、書留により転送不要郵便として郵送するか、宅配事業者等の本人限定郵便を利用して送付する等の対応が必要となる（改正犯収法施行規則6条1項1号ホ・ヘ等）。これまで、仮想通貨事業者は、自主的に一定の本人確認を行ってきたところであるが、改正犯収法施行後は、かかる厳格な運用が求められることとなる。

イ 疑わしい取引の届出

特定事業者は、当該事業者の一定の業務（特定業務）において収受した財産が犯罪による収益である疑いがある等と認められる場合には、疑わしい取引の届出を行政庁に行うことが求められる。改正犯収法施行後は、仮想通貨交換業者も、その特定業務において、疑わしい取引の届出義務を履行する必要がある（改正犯収法8条）。

疑わしい取引かどうかの判断については、取引時確認の結果、取引の態様その他の事情及び国家公安委員会が作成・公表する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、取引の性質に応じて判断するものとされる（同法8条2項）。

なお、平成28年犯罪収益移転危険度調査書では、「仮想通貨は、その利用者の匿名性が高いこと、仮想通貨の移転が国際的な広がりを持ち、迅速に行われること等から、犯罪による収益の移転に悪用される危険性があると認められる」とされている。

* 1 : <http://www.fsa.go.jp/news/28/ginkou/20170324-1/19.pdf>

2 仮想通貨交換業の周辺論点

金融取引法部事務局長 田中 貴一 (60期)



はじめに

仮想通貨（改正資金決済法2条5項）は、送金の機能があるほか、専ら投資の対象としても機能しており、仮想通貨交換業者がこれらの機能を提供する場面において、他の法令による許認可が必要になる事態も想定される。そこで、本稿では、仮想通貨交換業の周辺論点として、改正資金決済法以外の法令に基づく許認可の要否などについて解説をする。

1 仮想通貨による送金（資金移動業）

(1) 仮想通貨の利用方法として、売買契約等の原因関係の対価として仮想通貨を買主から売主に対して移転させることにより原因関係の決済をするというものがある（民法上は代物弁済（民法482条）として位置づけられる）。仮想通貨の移動は、銀行口座を介さないことから、全国銀行協会のシステムの稼働時間等を考慮する必要がなく、金銭の振込と比較して機動的かつ安価に決済をすることができるというメリットがある。

(2) 仮想通貨の移動に関しては、通常、原因関係の当事者である売主及び買主のほか、仮想通貨交換業者が介在する。仮想通貨交換業者が売主及び買主間の送金に関与していることから、仮想通貨交換業者による仮想通貨の移動が銀行法2条2項2号に定める「為替取引」に該当する可能性がある。仮に銀行等以外の仮想通貨交換業者の行為が「為替取引」に該当するとなると、銀行法違反となり刑事罰を受けるおそれもある（銀行法61条1号）。

この点に関し、資金移動業者として登録を受けた者については、銀行法の規定にかかわらず、100万円以下に限って、為替取引を営むことができる（資

金決済法37条）。

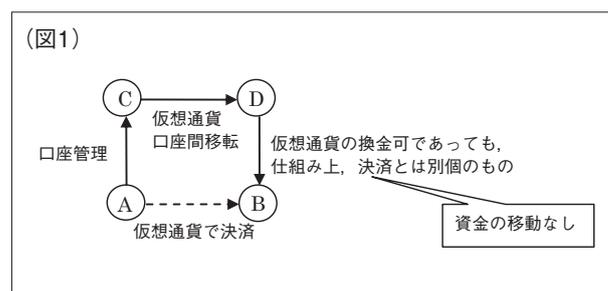
そこで、銀行等以外の仮想通貨交換業者による仮想通貨を利用した100万円以下の送金が「為替取引」に該当して資金移動業の登録を受けることが必要になるかどうか問題となる。

(3) 「為替取引」（銀行法10条1項3号）について、銀行法及び資金決済法上の定義は存在しないものの、「顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行することをいう」と解されている（最決平成13年3月12日刑集55巻2号97頁）。

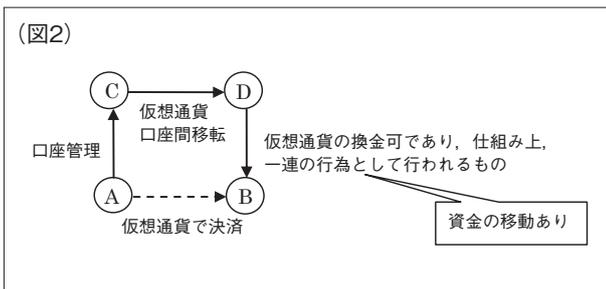
(4) まず、当然のことながら、仮想通貨の移転をすること自体は、資金の移動を伴うものではないことから、それをもって「為替取引」に該当するものではない。

次に、買主A側と売主B側の仮想通貨交換業者であるC及びDの立場で代金決済の手段としての仮想通貨の移転に関わる場合はどうか。なお、CとDは同一の者を想定するが、別の業者であっても同様の検討となる。

この場合、AからBへの仮想通貨の移転とBがDとの間で仮想通貨を換金することとは別個の行為であると解することができる。仮想通貨の移動はあっても、隔地者間での「資金」の移動はないため、「為替取引」には該当しないと考える（図1）。



他方、CがAから現金を受け取り、これを仮想通貨に換えて、仮想通貨をBに移転し、かつ、Bの仮想通貨をDの立場で現金に換えるという一連の行為の双方又は一方をC及びDの立場で行う場合には、「為替取引」に該当すると解される。仮想通貨の移動はあるものの、その仮想通貨の移動は資金の移動の手段として利用されたものであって、一連の行為としてAからBへの「資金の移動」があり、かつ、C及びDは、その依頼を受けて引き受けていると解されるからである（図2）。



(5) 以上の点に関し、金融庁は、仮想通貨交換業者が金銭の移動の依頼を受けて、これを引き受けるなどの行為をする場合には、資金移動業者としての登録を受ける必要があり得ることに言及している。そのため、仮想通貨を利用した具体的なサービスが「為替取引」に該当するかどうかについて、十分な検討が必要になる。

仮想通貨の交換等を行う者が、金銭の移動を行うことを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行する場合には、為替取引を行っているとして、法第37条に基づく資金移動業者の登録が必要となり得ることに留意する。

**金融庁「事務ガイドライン（16仮想通貨交換業者関係）」
I-1-2の(注2)**

2 仮想通貨の信用取引（貸金業）

(1) 仮想通貨の市場においては、日々刻々と約定されている取引により仮想通貨の価格が形成されている。買付代金を持たないが仮想通貨の価格が上昇すると予想する投資者の買付けの投資判断や売付仮想通貨を持たないが仮想通貨の価格が下落すると予想する投資者の売付けの投資判断は、当然のことながら市場における仮想通貨の価格に反映されない。このような仮需給を満たすことができれば、より多くの投資判断を反映した公正な取引相場の形成ができる。また、一定の保証金等を元にしてそれ以上の仮想通貨の売買をすることにより、効率の良い取引をすることが可能となる。そこで、仮想通貨の売買に関するサービスとして、顧客に対して買付代金等を貸し付ける取引（信用取引）が想定されることになる。

(2) 仮想通貨交換業者が信用取引として、顧客に対して買付代金の貸付けをする場合、「金銭の貸付け…で業として行うもの」（貸金業法2条1項柱書）に該当することから、貸金業の定義除外に該当しない限り、仮想通貨交換業者は、貸金業の登録を受けることが必要になる（貸金業法3条1項）。

この点、貸金業法上の「貸金業」の定義除外の条項として、「貸付けを業として行うにつき他の法律に特別の規定のある者が行うもの」（貸金業法2条1項2号）との規定がある。しかし、仮想通貨交換業者は、第一種金融商品取引業者である証券会社とは異なり、法令上、信用取引に付随する貸付けを行うことができるとはされていない（金融商品取引法35条1項2号参照）。また、「物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの」という貸金業の定義除外の規

定もある（貸金業法2条1項3号）。しかし、仮想通貨は「物品」ではない。

したがって、仮想通貨交換業者による金銭の貸付けは、現状、貸金業の定義除外にも該当しない。そのため、仮想通貨交換業者は、仮想通貨の信用取引として金銭の貸付けを実施する場合には、貸金業の登録を受けることが必要になる。

- (3) 以上の点に関し、金融庁は、仮想通貨を用いた信用取引（顧客に対する金銭の貸付け）について貸金業の登録が必要になることを明らかにしている。

仮想通貨を用いた信用取引等を行うに際して、仮想通貨交換業者が利用者に対する金銭の貸付けを行うときは、当該仮想通貨交換業者は貸金業の登録を受ける必要があることに留意する。

金融庁「事務ガイドライン（仮想通貨交換業者関係）」
I-1-2の(注5)

- (4) なお、次に述べる仮想通貨のデリバティブ取引に関し、顧客に対して金銭の貸付けが行われず、いわゆる差金決済のみが行われる取引であれば、貸金業の登録を受けることは不要と解される。

3 仮想通貨のデリバティブ取引 （金融商品取引業等）

- (1) 仮想通貨を利用した投資サービスとして、仮想通貨の先物取引などの取引が行われる例がある。仮にこれらの取引が金融商品取引法上の店頭デリバティブ取引（金融商品取引法2条22項）に該当する場合には、これを実施する仮想通貨交換業者は、第一種金融商品取引業の登録を受ける必要がある（金融商品取引法28条1項、29条）。
- (2) この点、仮想通貨は、デリバティブ取引の原資産

である「金融商品」には該当しない（金融商品取引法2条24項各号参照）。また、仮想通貨の価格を指標としてデリバティブ取引をしたとしても、デリバティブ取引の参照指標について定めた「金融指標」（金融商品取引法2条25項）は「金融商品の価格」と定義していることから、前記のとおり「金融商品」に該当しない仮想通貨の価格は、「金融商品の価格」にも該当しない。

なお、「金融商品」について定めた金融商品取引法2条24項4号は、「同一の種類のものが多数存在し、価格の変動が著しい資産であって、当該資産に係るデリバティブ取引（デリバティブ取引に類似する取引を含む）について投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるもの」も法規制の対象としている。現時点では、仮想通貨をはじめとして政令指定はなされていないが、仮想通貨も同一の種類のものが多数存在し、価格の変動が著しい資産（財産的価値）であることから、投資者保護の必要性が立法事実として存在するのであれば、今後、仮想通貨が政令指定される可能性は否定できない。

- (3) 以上から、現時点では、仮想通貨について先物取引などの店頭デリバティブ取引を行ったとしても、第一種金融商品取引業の登録を受ける必要ではない。
- ちなみに、仮想通貨は、商品先物取引法に定める「商品」（商品先物取引法2条1項）及び「商品指数」（同法2条2項）にも該当しないことから、同法の規制も及ばない。
- (4) もっとも、仮想通貨のデリバティブ取引については、法令による規制が及ばない反面、刑法上の賭博罪（刑法185条及び186条）の構成要件に該当するとなった場合、正当業務行為（同法35条）として違法性が阻却されないおそれがある。そのため、

仮想通貨のデリバティブ取引については、レバレッジ倍率などの取引条件等に関して射幸性が高まり過ぎないように配慮が必要と考える。

- (5) 仮想通貨を用いた差金決済取引に関して資金決済法の適用があるかどうかについて、金融庁は、次のとおり、差金決済のみであり、仮想通貨の現物の受渡しを予定していないのであれば、資金決済法の適用がない旨を明らかにしている。なお、同事務ガイドラインは、金融商品取引法や商品先物取引法のほか、刑法の適用について述べているものではないため、上記のとおり同法等の適用関係については別途の検討が必要になる。

仮想通貨を用いた先物取引等の取引においては、決済時に取引の目的となっている仮想通貨の現物の受渡を行う取引と、当該取引の目的となっている仮想通貨の現物の受渡を行わず、反対売買等を行うことにより、金銭又は当該取引において決済手段とされている仮想通貨の授受のみによって決済することができる取引（以下「差金決済取引」という。）が存在する。これらの取引のうち、差金決済取引については、法の適用を受ける「仮想通貨の交換等」には該当しない。このため、法の適用を受ける取引かどうかについては、個別具体的に取引の内容を確認する必要がある。

金融庁「事務ガイドライン（仮想通貨交換業者関係）」
I-1-2

4 その他—改正犯収法施行前の顧客に関する取引時確認について

- (1) 仮想通貨交換事業者は、改正犯収法に基づき、特定取引について、取引時確認が必要になる（本特

集「1 FinTech法の概要」も参照）。

特定取引のひとつである仮想通貨の交換等を継続的に若しくは反復して行うことを内容とする契約（以下「基本契約」という）を改正犯収法施行前に締結している利用者については、同法施行後において、仮想通貨に係る特定取引（基本契約の締結のほか、価額が200万円を超える仮想通貨の交換等及び価額が10万円を超える仮想通貨の移転）が新たに発生しない限り、当該利用者に対して改正犯収法施行後において基本契約に基づくサービスを提供したとしても、取引時確認を要しないと解される。

- (2) 以上の点について、金融庁は、改正犯収法の施行前からの顧客であり、取引時確認が済んでいない者については、適切な顧客管理の観点から取引時確認を実施していくよう努める必要があるとしている。そのため、仮想通貨交換業者は、法令上の義務ではないものの、適切な顧客管理の観点から、改正犯収法施行前に締結された基本契約に基づいて改正犯収法施行後にサービスを提供する際には、順次、取引時確認を実施することが望ましいことになる。

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部改正する法律（平成28年法律第62号）の施行前より仮想通貨交換業者と取引関係にある既存の顧客は、取引時確認が未済の場合があるが、適切な顧客管理の観点から、仮想通貨交換業者は、取引時確認未済者に対して、取引時確認手続を実施していくよう努める必要がある。

金融庁「事務ガイドライン（仮想通貨交換業者関係）」
II-2-1-2-1の(注1)

3

仮想通貨の私法的性質の論点



金融取引法部部长 片岡 義広 (32期)

1 問題の所在

仮想通貨については、いわゆるFinTech法による法改正により、公法上は、改正資金決済法2条5項で定義が与えられた。法律上の概念は、いうまでもなく、法律ごとに定義されるものであり、その定義は、資金決済法上の概念にとどまる*1。しかし、様々な法律で特段定義することなく一定の概念が用いられた場合は、解釈問題を生じるが、通常、その概念が何等かの法律によって定義された法令用語である場合には、「借用概念」として他の法律の定義及びその解釈に従うのが一般である。したがって、今後、法律家が「仮想通貨」という用語を用いる場合には、特段の限定を付けて用いるものでない限り、資金決済法が定義する仮想通貨に該当するものをいうのでなければ、法律的観点からは誤用ということになる。

仮想通貨に関しては、その出現当初、「通貨」か「物」か、といったようなことが議論され、例えば、資金決済法の立法に関しても、「金融庁 仮想通貨を通貨と認定」という新聞見出しのように、明らかな誤報も多かった。これは、「法律上の概念」と「経済上の機能」を混同しているものであって、仮想通貨が一定の範囲で経済上通貨と同様の機能*2を有することを示す限りでは誤りではないが、資金決済法の法律概念としては、むしろ「通貨」でないものを「仮想通貨」と定義しているのであって、上記新聞の見出しは、法的には明らかな誤りといわざるをえない。

そこで、仮想通貨自体が私法上何かを押さえ、また、仮想通貨を取り巻く法律関係を見据えて、その私法上の性質を正しく理解する必要がある。

2 仮想通貨の私法上の性質

(1) 仮想通貨が該当する概念

仮想通貨*3それ自体が私法上何かとの問いには、コンピュータのアルゴリズムに従って記録された電子記録にすぎないから、「仮想通貨は、電磁的記録（民法446条3項括弧書）*4」である」というべきことになる。

ただ、「逆（命題）は真ならず」で、上記のみでは、仮想通貨というものを識別可能になるように記述したことにはならないから、私法においても、結局、資金決済法の仮想通貨の定義を借用するべきことになる。そして、資金決済法上の仮想通貨を平易に言えば、「不特定の者に対する支払手段で換金性があり、通貨及び通貨建資産以外のもので、コンピュータで処理される電子記録」とでもいうべきものとなる。

(2) 仮想通貨が該当しない概念

なお、物事を正確に認識し、理解をするには、上記のように積極的に該当するものを認識するだけではなく、該当しないものも理解をしておくべきである。そこで、仮想通貨自体が該当しない民法上の概念を列挙すれば、次のようなものが挙げられる。

*1：近時の法令では、用語の定義が厳密に置かれることが多いから、今後の立法では、「仮想通貨」は「この法律において『仮想通貨』とは、資金決済法2条5項に規定する仮想通貨をいう」と定義されることが多いものと考えられる。

*2：経済学上の通貨ないし貨幣の要件としては、次の3つの機能を有するものとされている。①価値尺度、②価値貯蔵、③決済手段の3点である。

*3：仮想通貨という概念も、ビットコインに関していえば、その仕組みをいうときはBitcoin（BTCと略記されることもある）、財産的価値自体はbitcoin、価値尺度すなわち単位についてはBTC（読みは、ビットコインとも、ビー・ティー・シーとも読まれる）と使い分けられる。資金決済法が定義し、本稿で問題とする仮想通貨は、この財産的価値を有するbitcoinに相当するものが対象である。

*4：「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の近くによっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう）」。なお、仮想通貨は、この電磁的記録のうち、電子的方法によるものということになる。そこで、単純に言えば、「仮想通貨とは、『電子記録』である」ということができる。ちなみに、この電磁的記録の定義は、刑法7条の2をはじめ、様々な法律で規定されている。

①権利（1条2項，3項），②物（85条），③物権（175条），④債権（399条），無記名債権（86条3項），⑤金銭，通貨（402条，通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（通貨法）），⑥財産権（362条1項等）

民法及び私法の基本概念は，まず，「物」「人」「金」（金銭）の3つを基本的な構成要素とし，「人」の「物」に対する支配権である「物権」，「人」の他の「人」に対する請求権である「債権」が法定され，これらから派生的に，「物権」及び「債権」に加え，「人」の「権利」*5に対する支配権である「準物権」を含む「財産権」の6つの概念から成り立つ。仮想通貨は，これらのいずれでもない。

(3) 仮想通貨の構造—仮想通貨の保有

ただ，仮想通貨も資金決済法が定義するように，デファクトとして換金性等を持つものであるから，「財産権」ではないものの，「財産」ではあり，「財産的価値」を持つ。そして，暗号技術により，秘密鍵を自らのみが知るることによって，あたかもそれを「占有」するようにその電子情報を支配することができるから，「財産権」ではないが，「人」の「財産的価値」について，デファクトとしての排他的支配は可能である。したがって，構造としては，「物権」ないし「準物権」と同様ということが出来る*6*7。

例えば，個人情報保護法が「保有個人データ」の定義（2条7項）*8で「保有」という用語を用いてその支配を「権限」としているように，仮想通貨であっても，これを「保存」「管理」「処分」をする正当な「権限」があることをもって，「所有」するのと同様に「保有」という概念で表現することができ，その地位は法的に保護されるべきものである。

すなわち，正当に取得した仮想通貨を支配している事実状態すなわち地位は，これをもって仮想通貨を保有しているものとして，所有に準じるものとして法的に評価することができる。ただ，有体物ではないサイバー空間における仮想（virtual）の観念的な存在であること，有体物とは異なって情報であることから複製も可能であることなど，知的財産権に類似し，有体物を巡るもの以上に派生的な問題を生じる点に留意が必要となる。

3 仮想通貨をめぐる法律関係

以上に述べた仮想通貨自体が私法上何であるかという点と，仮想通貨を巡る法律関係*9とは，これを峻別して考えるべきである。そして，これを巡る法律関係としては，3ないし4の法平面（空間）に分析してこれを考察するべきである。

*5：「権利」には，「物権」「債権」に加え，特別法によって法定された知的財産権その他様々なものがあるが，法定されていないものは法的に権利ではない。

*6：土屋雅一「ビットコインと税務」税大ジャーナル23号69頁が，無理があるものと自認されつつ，著作物と同様として論じられているのは，「人」の「権利＝財産」に対する支配と同様の構造を持つという点を捉えておられる点で，構造の理解としては誤りではないと考える。

*7：なお，我妻榮「新訂民法総則」202頁は，「法律における『有体物』を『法律上の排他的支配の可能性』という意義に解し，物の観念を拡張するべきものとする」とされる。この立場によれば，「仮想通貨」も「排他的支配の可能性」があるから，「物」ということになり，その所有権という物権が成立することになる。しかし，この考え方は，民法の明文に反することもあって，判例や実務で採用されているものとはいえない（なお，下級審裁判例ながら，東京地方裁判所平成27年8月5日判決（判例秘書判例番号L07030964）参照）。ただ，法的保護に値するかのような状態（地位）は，所有権に関する民法の規定が適用されるものではないが，法律関係を考えるについては，これと同様の構造で考えることはできよう。

*8：同法の定義規定は，「保有個人データ」について，「個人情報取扱事業者が，開示，内容の訂正，追加又は削除，利用の停止，消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する（以下略）」とする。要は，「保有」の概念について，「保存」「管理」「処分」の全てを行ってこれを支配する権限を有することとしているものと考えられる。

*9：法律関係は，「人」を前提にする概念であるから，ここでは，「人」の「仮想通貨」に関する関係と，「仮想通貨」を巡る「人」と他の「人」との関係を検討することになる。

(1) 仮想通貨自体の法平面**ア 対内的支配関係**

上記のとおり、仮想通貨自体は、「物」、「通貨」（金銭）、「債権」、「物権」、「財産権」のいずれでもないが、債権質のような「準物権」と同様に、「人」の「財産」に対する（事実上の）支配という構造を持ち、これは法的保護がなされるべきものである。この「人」の「仮想通貨」の支配についての関係は、物権又はいわゆる準物権と同様の構造を持つものであり（以下「準物権的構造」という）、準物権と同様の論理構造で、その「所有者」としての法的保護がなされるものと考ええる。

イ 対外的関係

次に、仮想通貨自体に「人」と他の「人」の利害が関係してきた場合の規律であるが、これも一般法理で処理する以外にはない。すなわち、仮想通貨自体に合意の要素はないから、この法平面に「人」が関係してきても、契約法理の適用はなく、①事務管理、②不当利得、③不法行為の各法理の適用の余地があるのみである。なお、その他の一般法理として、④信義誠実の原則（民法1条2項）、⑤権利濫用の法理（1条3項）、⑥公序良俗違反（90条）の適用はあり、また、法源として⑦条理（我妻榮「新訂民法総則」20頁）の適用もある。

ウ 結語

仮想通貨自体の法律関係は、仮想通貨が準物権的構造を持つことを前提に、その法理を参酌しつつ、条

理に従い、各種一般法理に従って考えるべきことになる*10。

(2) 仮想通貨の取引の法平面

次の平面として、仮想通貨について、これを売買等する取引の平面がある。これは、通常の「契約」関係であり、そこから、当該契約に基づく「債権」関係が発生してくることになる。

この仮想通貨の売買契約により、買主は売主に対し、売買代金支払債務を負うこととなり、他方、売主は買主に対し、仮想通貨の支配を移転すべき義務を負うことになる。この後者を具体的に記述すれば、売主が保有する仮想通貨の記録に関し、アドレスと紐付いた秘密鍵を買主に通知する等の手続と仮想通貨を保有する地位を買主に移転するブロックチェーン台帳に記録するコンピュータ処理の手続をする義務を負うことになる。なお、前者は引渡請求権に、後者は登記請求権に擬することもできるが、これらは、いずれも法的には「為す作為債務」（民法414条本文）である。

(3) 仮想通貨取引の準物権的変動の法平面

さらに、仮想通貨の準物権的な構造からは、この「契約」の効力が「準物権的構造」にいかなる効力を持つかという問題がある。物権行為のいわゆる独自性と無因性の問題である。我が民法は、これを肯定するドイツ法とは異なり、フランス法と同様にこれらを否定して物権行為の独自性を認めず、意思主義を採用した（176条）*11。

* 10：森下哲朗教授も「FinTech時代の金融法の在り方に関する序説的検討」企業法の進路（江頭憲治郎先生古稀記念）771頁以下、とくに807頁及び同「FinTech法の評価と今後の法制の展開」本誌本号25頁は、「物権法のルールに従う」とされるが、その論理構成からみて、「物」に関する前述（13頁注7）の我妻説に立脚されるものであろうか。

* 11：我妻榮・有泉亨補訂「新訂物権法」56頁以下

準物権的構造を有する仮想通貨にこの法理を当てはめれば、仮想通貨の売買等*12の準物権的行為を含む契約がなされた場合には、仮想通貨の準物権的地位も変動をすべきこととなる。ただ、所有権等の物権の移転は、法律上の観念的なものであり、これにより具体的なその対象物の事実上及び法律上の支配が当然に移転するわけではない。仮想通貨の場合も、あくまで「変動をすべき」ということであり、物権変動と同じく民法176条の準用と考えるてもよいし、条理に基づくとも考えてよいが、仮想通貨を支配すべき正当権限は買主に移転していると考えることが平行である。

なお、このように考えれば、仮想通貨の支配を移転する義務について、上記(2)で述べた契約に基づく債権的請求権のほかに、この物権的な正当権限又は準物権変動に準じ、物権的及び物権変動的な支配移転請求権を有すると観念なされることになる。

(4) 仮想通貨に関する民事執行法上の取扱い

以上の(1)から(3)までは、仮想通貨に関する法律関係の実体法の各平面での私法上の法律関係の問題であった。私法ではなく公法の領域に属するが、上記の私法上の実体関係を実現するための民事法として、民事執行法の観点に言及しておく、概要次のとおりになると考えられる。

上記(2)及び(3)の仮想通貨の(事実上の)支配を移転すべき行為は、第三者が代替しうるものではないか

ら、民事執行としては代替執行(民事執行法171条1項前段)をすることはできず、間接強制(同法172条1項)によらざるをえない。そうすると、詳説は省略するものの、結局は金銭執行の方法(同法第2章第2節「金銭の支払を目的とする債権についての強制執行」)に帰着して、仮想通貨に対する支配についての民事執行法制上の法的実効性確保という観点からの問題は残されてはいる*13。

(5) その他の法律関係

ア 不正行為者等第三者との法律関係

仮想通貨のシステムにサイバー攻撃を仕掛けた者等の不正行為をする者との法律関係については、契約関係がない以上は、上記3(1)により、契約法理ではなく、一般法理によることになる。したがって、不当利得及び不法行為に基づく法定債権関係等で規律されることになる*14。

なお、不正行為により仮想通貨の保有者としての取引記録を不正に作出した者に対し、本来の正当な保有者は、不当利得法理による仮想通貨の返還請求権に擬するものを措定することもできる。ブロックチェーンの記録は、原則としてその取引記録が不可逆的で、移転取引の記録を抹消することはできず、その返還は不可能ともいえる。ただ、仮想通貨は同種のものが多数存在して個性があるものではないから、特定物に擬するのではなく、金銭と同様に不特定物に擬することができる。したがって、法理としては、そ

*12：民法の売買は「財産権」を対象とするから(555条)、厳密に民法上の「売買」といえるかどうか、議論の余地がある。なお、資金決済法2条5項の仮想通貨の定義では、「売買」としている。また、「交換」についても同様の問題はあ

*13：電子記録債権の場合は、金融機関がすべからず電子債権記録機関として電子記録債権の設権と準物権変動を担うから、その強制執行については、その機関にも差押命令を送達することによって債権執行の特則として強制執行をすることが可能となっている(電子記録債権法49条3項、民事執行規則150条の9以下)。しかし、仮想通貨について仮想通貨交換業者が行う管理は任意的である。したがって、この場合、管理委託契約に基づく一種の返還請求権に類する債権を差し押さえる債権執行はなしうが、電子記録債権のように準物権的な一律のものではない。

*14：不正取得者から善意無過失で仮想通貨を譲り受けた者の権限の正当性も問題とされる。ブロックチェーンの取引記録が不可逆なこともあって、即時取得の要件(民法192条)を満たす限りは正当権限を肯定し、本来の仮想通貨保有者と不正行為者との関係のみを不当利得及び不法行為の法理で規律すればよいものと考え

の返還すなわち他から同種かつ同量のものを取得する等して、正当な権限者にその支配を取得させるべき請求権を措定することを観念することができる。

イ 仮想通貨システム関係者との法律関係

仮想通貨の代表格であるビットコインの場合は、5人のいわばボードメンバー及びシステムのメンテナンスを行う技術者がいるとされる。そこで、仮想通貨のシステムに障害が生じた場合の法的責任の問題や、不正行為があった場合にも、システムの瑕疵で注意義務違反があった場合に不正行為者とともにシステム関係者も不正行為者と（不真正に）連帯して法的責任を負わないかという問題もある。この点については、契約法理の適用はないことは明らかであるが、不法行為法に基づく責任について一律に責任を負うものではないとまではいえないものの、仮想通貨の取引に関係する者の自己責任であるのが原則というべきものと考える。

4 仮想通貨交換業者をめぐる法律関係

(1) 問題の所在

改正資金決済法は、従前「仮想通貨交換所」と呼ばれていた事業者について、新たに、①仮想通貨の売買又は交換、②上記①の媒介、取次ぎ又は代理、③上記①②に関する金銭又は仮想通貨の管理を業として行う者を「仮想通貨交換業者」と規定し、これ

を規制対象とした。

上記の①②及び③の前段は、単に一般の仮想通貨保有者と同一平面で仮想通貨取引等の契約当事者になる行為にとどまるが、③後段の「管理」については、別段の法平面で問題を提示する。

(2) 仮想通貨の管理の法的性質

ア 仮想通貨の管理とは

通貨が紙片又は金属片^{*15}に表象された財産的価値であると同様に、仮想通貨は、電子記録である財産的価値である。仮想通貨に係る電子記録は、ブロックチェーンの中に記録されているものではあるが、財産的価値である仮想通貨は、特定のコンピュータ・アドレスに紐付いた秘密鍵情報を管理することでその占有ひいては所有と同様の機能をもたらす。

ただ、資金決済法は、「仮想通貨の管理」をいうものであるから、単なる備忘のための秘密鍵情報の管理ではなく、秘密鍵情報を含めた財産的価値としての仮想通貨の管理を観念している。

仮想通貨の保有者が仮想通貨交換業者に仮想通貨の管理を委託し、事業者がこれを引き受ける場合の形態と法律関係は、その間の契約内容いかんによることになる。

イ 信託的か寄託的か

その管理の形態としては、①信託^{*16}と②寄託に準じるもの（以下、便宜「準寄託」ということとする）^{*17}

* 15：通貨（法貨）も、現在のところは紙又は金属を媒体としているが、日本銀行法やいわゆる通貨法等の法改正をすれば、電子情報を媒体とするデジタル通貨もありえて、現に我が国の内外で法貨のデジタル化の検討が始まっている。

* 16：平成18年改正前の信託法では、信託の対象は「財産権」に限られ（1条）、平成16年改正前の信託業法では、さらに引き受けることができる財産権がさらに制限されていた（4条）から、当時の法制度下では、仮想通貨の管理を信託と同様の約定で引き受けても、信託法上の信託とはいえなかったし、信託業法上は限定列举の財産権ではない仮想通貨の信託を引き受けることはできなかった。しかし、現行法では、かかる制限はなくなり、「財産」であれば信託であり、法制度としては業としてこれを引き受けうる。

* 17：民法の寄託も有体物についてのものだが、既述のように、仮想通貨も物権又は準物権と同様の構造を有するから、契約自由の原則もあって（民法改正法案521条）、寄託と同様の法律関係が適用されるべきであり、「準寄託」ということとするものである。

とに大別しうる。ただ、金銭についても、金銭の信託と金銭の消費寄託である預金等があるが、仮想通貨の管理を委託する場合は、その受託者に裁量がなく単なる保管の趣旨であるのが通常であろうから、特段の金融的な商品を組成するような場合を除き、信託ではなく、準寄託として考えられるであろう。そして、仮想通貨は、財産的価値単位として均一の抽象的な存在*18であるから、準消費寄託というべき性質のものであり、また、管理者の支配は、「他主占有」に準じて考えられるべきこととなる。

ウ 寄託的か混蔵寄託的か

さらに、次の分類として、秘密鍵の管理について、①事業者のみが管理している場合と②事業者と仮想通貨保有者の双方が管理している場合を考えることができる。現実の仮想通貨交換業者が仮想通貨を管理する場合は、①の形態が通常であると思われる。そして、改正資金決済法では、仮想通貨交換業者の仮想通貨と管理委託者のそれとの分別管理が求められているが*19、いわば物理的にも厳格な分別措置を講じていない限り、私法上は混蔵寄託に類する形態の中での分別管理になるものと考えられる。

(3) 分別管理と倒産法との関係

そうした場合で仮想通貨交換業者が倒産した場合の取扱いが問題となる。仮想通貨の管理の形態が他主占有的なものであっても、上記①の形態である限りは、取戻権（破産法62条）等は認められない。他方、仮想通貨保有者のものとして分別管理がなされている

限りは、明文規定はないものの、信託法25条1項を準用し、分別管理された仮想通貨保有者の財産として取り扱い、同種同量の仮想通貨をそれぞれ返還すべきであるとする。なお、その総量が不足する場合には、管財人としては、プロラタ（数量按分）となるが、いずれの場合も、一般先取特権（民法306条）があるのと同様に一般倒産債権者からは優先した金銭配当をする便宜も認められてよいと考える（破産法98条1項参照）。そう考えることが、公法（規制法）でありつつも、改正資金決済法が分別管理を要求した趣旨に適うものとする*20。

<参考文献>

ご参考までに、仮想通貨に関する拙稿の主要文献を発表順に掲げる。

- 「ビットコイン等のいわゆる仮想通貨に関する法的諸問題についての試論」金融法務事情1998号28頁
- 「FinTechの現状と法的課題（総論的試論）」NBL1073号
- 「仮想通貨の規制法と法的課題（上）（下）」NBL1076号53頁、1077号82頁

なお、本年3月16日UPの全国銀行協会「ブロックチェーン技術の活用可能性と課題に関する検討会報告書」末尾添付の拙稿提出資料もご参照。

なお、当会法律研究部の紀要である「法律実務研究」30号65頁には、金融取引法部の担当として、田中貴一事務局長と共同で、上記金融法務事情の一部と為替取引該当性につき少し詳説したものを掲載している。

*18：紙幣類似証券取締法1条1項参照。また、民法666条1項、587条参照。

*19：改正資金決済法63条の11。なお、この規定は、仮想通貨保有者ごとの厳格な分別管理まで求めているものではなく、この点は、計算上明らかになされていけば足りることとされるものと考えられる。

*20：換言すれば、改正資金決済法が分別管理を求めたのは、かかる私法上の法律効果が生じることを前提に（期待して）規定したものとみられる。

4 ブロックチェーンの技術と可能性

日本仮想通貨事業者協会協会員・金融取引法部部长 河合 健 (62期)
金融取引法部部长 早川 晃司 (67期)



河合 健

早川 晃司

1 はじめに

「ブロックチェーン」、数年前まではほんの一部の人々にしか知られていなかったこの技術が、現在、急速に脚光を浴びている。ブロックチェーンは、ビットコインの基幹技術として世に登場したが、その技術は仮想通貨に特化したものではなく、様々な分野に応用可能なものである。今後の技術的発展次第ではあるが、インターネットがそうであったように、ブロックチェーンは今後、社会や産業の構造を大きく変える可能性があるとも言われている。そこで、本稿では、ブロックチェーン技術の概要と将来性について説明したうえで、ブロックチェーン技術を用いた新しいサービスや組織がもたらすであろう新たな法律問題について検討する。

2 ブロックチェーン技術の概要とその将来性

(1) ブロックチェーンとは

ブロックチェーンについては、確立した定義はないものの、大要、P2Pのコンピュータ・ネットワーク（ソフトウェアのインストールにより誰もが参加できる対等なコンピュータ間のネットワーク）を利用した分散型取引記録台帳であって、一定の検証作業を経ることにより、事後的な改ざんが技術的に極めて困難となるものをいう。例えば、ビットコインにおいては、AからBへの移転、BからCへの移転等のビットコインの移転取引がすべてその台帳上に記録されており、同じ台帳を当該P2Pネットワーク参加者が共有しているが、事後的に取引記録が改ざんされたことはこれまでないといわれている。

もちろん、ブロックチェーン出現以前も、金融取引

をはじめとして多くの取引がコンピュータ上で記録され管理されてきた。では、ブロックチェーン技術の革新性はどこにあるのか。最も革新的な点は、様々な取引について中央管理者を不要にしたことである。従来の取引記録は、記録の同一性確保等のため、中央集権的なサーバーで一元的に管理されていた。つまり、信頼できる中央管理者を必要としていた。これに対し、ブロックチェーンでは、そのような中央管理者を必ずしも必要としないため、データ・情報など、デジタル形式で保存された様々な価値の交換や移動を中央管理者又は仲介者を必要とせず、個人間（しかも見知らぬ個人間）で行うことが可能となったわけである。なぜ、そのようなことが技術的に可能となったかについては後述する。

(2) ブロックチェーンの分類

ブロックチェーンは、大きく分けて、管理者が存在せず誰でも参加できるものと、管理者が存在して参加者を制限するものに分類することができる。前者はパブリック型のブロックチェーンと呼ばれ、後者については、管理者が一名の場合をプライベート型のブロックチェーン、複数の管理者がいる場合にはコンソーシアム型のブロックチェーンと呼ぶことが多い。前者の場合、他の参加者への信頼を必要としない仕組みが必要である一方、後者の場合は、他の参加者への信頼に基づく仕組みが用いられる。

プライベート型及びコンソーシアム型のブロックチェーンにおいては、前述のブロックチェーンの最大の革新性は達成されないこととなるが、それでも、中央サーバーを用いずにP2Pネットワークを用いることによるメリット（システムダウンの可能性の低減、コストの削減等）がある。また、パブリック型のブロックチェーンの場合、参加者間の信頼を前提とせず取

引記録の改ざんを防ぐためには重い検証作業が必要となるため、時間当たりに処理できる取引数が現状では比較的少数に限られるが、プライベート型及びコンソーシアム型のブロックチェーンにおいては、比較的軽い検証作業で済むため、処理能力（速度）の向上を図ることが可能となる。

このような性格の違いから、当面の間、パブリック型のブロックチェーンは個人間取引を対象とする方向で発展し、プライベート型及びコンソーシアム型のブロックチェーンは企業間取引を対象とする方向で発展する可能性が高いと考えられる。

(3) パブリック型のブロックチェーンの仕組みと特徴

以下では、ビットコイン・ブロックチェーンを例にとって、管理者が存在しないパブリック型のブロックチェーンの仕組みを説明する。

ビットコイン・ブロックチェーンでは、ビットコインの取引が行われると、約10分毎に1つのブロックにまとめられる。そして、当該ブロックについて、プルーフ・オブ・ワークと呼ばれる検証作業を行い、この作業が完了した新しいブロックを、時系列に沿って前のブロックの末尾に接続する。これにより、これらの取引記録をまとめたブロックが連鎖的かつ不可逆的に成長していく。この記録は各参加者のコンピュータ上で同期される（ただし、過去の全ての取引記録を保存する参加者と一部の記録のみを保存する参加者が存在する）。

P2P ネットワークの参加者が、自身のアドレス（口座のようなもの）からビットコインを他の参加者に送付するには、秘密鍵と電子署名によってその取引データを作成して、ネットワーク上に送信する。この取引データは、ネットワークの参加者の間で次々に受信・回送され、すべての受信者に行き渡る。そして、

この取引データの正統性は、任意の参加者による計算作業により検証され、最初に検証を完了した者により新しいブロックにまとめられる。他の参加者は、最初に検証作業に成功した者の検証結果が正しいことを確認し、自らのコンピュータ上でこの新しいブロックを従来のブロックチェーンの末尾に接続する。

このとき、最初に検証を完了した者は、報酬として新規にビットコインの発行を受けることができ、当該新しいブロックにはそのことも記録される。ビットコインの新規の発行は、このような計算競争に勝利して最初に検証を完了した参加者に対する報酬としての発行に限定される。すなわち、ビットコインによる取引の正統性の検証は、参加者の報酬を求める競争原理に支えられている。

こうした仕組みが採用されたビットコイン・ブロックチェーンは、取引データの改ざんが極めて難しいことで知られている。すなわち、改ざんを企図する者が、過去のあるブロックのデータを書き換えるとすると、その改ざん後のブロックを前提にした後続のブロックを順次生成していく必要がある。しかし、そのためには、検証作業を繰り返し続ける必要があり、この作業を常に伸び続けている正当なチェーンを追い越せる速度で実行しない限り、正当なチェーンを凌駕することができない。短い方のブロックチェーンはいずれ破棄されてしまうから、そのようなことを可能とするだけの特別なコンピュータ・パワーを有しない限り、改ざんを完遂することはできないし、また、敢えて改ざんを行う経済的インセンティブも存在しない。

このような仕組みにより、ビットコインは、中央管理者が存在しないにもかかわらず、見ず知らずの多数の者が参加するネットワーク上において、安心して取引することができるわけである。

(4) ブロックチェーン技術の将来性

—具体的なサービス例—

ブロックチェーンは、前述したビットコイン・ブロックチェーンをその起源とすることから、金融分野でまず注目を集めたが、事後の改ざんを事実上防ぐ仕組みによって、正確に取引や契約、資産（財産的価値）の帰属を記録することができるため、非金融のビジネスにおいても広く応用できる可能性を有している。

現在、ブロックチェーン技術の活用が有望視されている分野としては、例えば、金融分野では、株式・債券などの証券取引、シンジケートローン、貿易金融、クラウドファンディング、銀行間送金システム（特に国際送金）などが挙げられている。また、非金融分野では、不動産、自動車、船舶等の所有権登記の代替、個人情報・アイデンティティの記録、著作権等の記録、物流管理、センサーネットワーク・IoTなどを活用した自動取引などが挙げられている。

それぞれ解決すべき課題も少なくないが、実用化に向けた動きは加速しているといえよう。

3 仮想通貨とブロックチェーンの責任主体

以下では、ブロックチェーン上で動くスマートコントラクトを利用した投資ファンドを取り上げて、パブリック型のブロックチェーンにおいて、どのような法律問題が発生しうるかを検討してみたい。なお、プライベート型又はコンソーシアム型のブロックチェーンにおいても様々な法律問題が生じうるが、管理者の存在するこのようなブロックチェーンについては、従来と同じ枠組みで検討すれば足りるケースが多いと考えられるため、本稿では取り上げない。

(1) スマートコントラクトを利用した投資ファンド

ブロックチェーンにおいては、一定の条件を与えることとある特定の結果を生じるようにプログラムを組むことが可能である。これを連続して実行することによって、複雑な取引を自動的に実行することができるようになる。このような機能あるいはプログラムはスマートコントラクトと呼ばれている。

スマートコントラクトは今後、様々な業務分野で用いられることが期待されているが、その一例として、スマートコントラクトを利用した投資ファンドが挙げられている。このようなファンドでは、例えば、ビットコインやイーサリアム等の仮想通貨を対価とする電子トークンを不特定多数の人に対して発行し、当該電子トークンの保有者（投資者）の投票によって選んだ事業に、集めた仮想通貨を利用して投資を行い、当該投資による利益を電子トークンの保有者に対してその保有量に応じて分配する。電子トークンの発行から利益の分配までの一連の過程をスマートコントラクトのコードに書き込み、所定の条件が満たされれば自動的に順次実行されることが、この投資ファンドの特徴である。当該投資ファンドにおいては、電子トークンの保有者は匿名であって、自ら名乗り出ない限り、他の保有者が誰かを知ることはできない（ただし、他の保有者のブロックチェーン上のアドレス（文字と数字のランダムな羅列で表現される）を知ることは可能である）。

当該ファンドは特定の管理者又は運用者（以下、併せて「運営者」という）がいなくても自動的に運営されることが、従来のファンドとは決定的に異なる点であり、そこに新規性と意義がある。

(2) 責任の追及？

ここで、仮にハッカーがコードのバグを突いて、当

該ファンドにプールされた全ての仮想通貨を当該ブロックチェーン上の自らのアドレスに移転させて領得した場合に、出資者は誰に対して何が言えるのか、簡単に検討してみたい。

まず考えられるのは、ハッカー自身に対する責任追及だが、匿名性が高いため、ハッカーを特定することは事実上困難である場合が多いと予想される。

次に、従来型のファンドであれば、投資ファンドの運営者に対する責任追及をするのであろうが、当該ファンドには特定の運営者がいないと考えられるため、運営者に対する責任追及は難しい（もちろん事実関係によっては当該ファンド設立の関与者を運営者とみなして責任追及をすることはあり得る）。

では、バグのあるコードを開発した者に対して請求することができるであろうか。確かに、責任追及のための要件事実を満たすことができたならば、当該開発者に対して損害賠償請求をすることはできると考えられる。しかし、実際の責任を認めるにあたっては、これらの開発者に厳格な責任を負わせることには技術開発にとって強い委縮効果があり得ることから、ブロックチェーン技術の発展を阻害する可能性がある点も考慮する必要がある。

くわえて、例えば、被害者（投資家）が日本の居住者であり、責任主体が日本の居住者でない場合は、①日本の裁判所に管轄が認められるかという国際裁判管轄の問題、②準拠法の問題、及び③日本の判決の外国における承認・執行が問題となり得る。

従来の取引社会においては、あるサービスの利用者何らかの損害が発生した場合、当該サービスの管理者等に対する責任追及を認めることで被害者の救済を図ってきたケースが多かった。しかし、本件のように、当該サービスの運営者を観念することが困難である場合において、被害者救済を図るにはどうしたら良いの

か。あるいは、専ら利用者の自己責任と割り切れればよいのであろうか。悩ましい問題である。

4 結び

ブロックチェーン（特にパブリック型のブロックチェーン）は、単にITという技術の枠を超えて、従来存在しなかった新しい組織等を生み出す基盤となる可能性がある。例えば、世界中のコンピュータが繋がったネットワーク上で、中央管理者なしに、ネットワーク参加者の合意あるいは多数決で、コードによって定められたルールに則って様々な意思決定がなされ、決定事項が自動的に実行されていくような組織が、近い将来誕生しても全く不思議ではない。しかも、そのような組織にとっては、国境はないも同然ということになるであろう。

本稿では、スマートコントラクトを利用した投資ファンドの責任主体の問題を取り上げたが、これは今後ブロックチェーンに関して生じ得る法律問題のほんの一部に過ぎない。前述した新しい仕組み・組織を既存の法律に当てはめることができるのか、あるいは当てはめることが適当なのか、近い将来問われることとなるのではないだろうか。



上智大学法科大学院教授 森下 哲朗

はじめに

本特集において筆者に与えられたテーマは、2016年5月に成立した「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」（以下、本特集の用語法に倣い「FinTech法」という）における仮想通貨に関する法制的評価と、仮想通貨に関する今後の法制的展開についての検討である。

FinTech法に関しては、昨年12月に政令・内閣府令案や事務ガイドライン案（以下、「ガイドライン案」という）がパブリック・コメントに付された状況であり、本稿執筆時点では具体的な規制内容がまだ固まっているとは言えない（脱稿時）。また、FinTech法における仮想通貨に関する規制が仮想通貨に関する取引等どのような影響を与えるかについての本格的な評価にはまだ時間がかかる。しかしながら、FinTech法における仮想通貨に関する規制やパブリック・コメントに付されている政省令・ガイドライン案には、FinTechに関する法規制のあり方を考える際に注目すべき幾つかのポイントが見て取れるように思われる*1。また、仮想通貨に関しては、今後検討を進めていかなければならない法的問題も多い。そうした法的課題の幾つかを指摘することによって、不十分ではあるが、今後の法制的展開についての検討に代えることとしたい。

1 FinTech法における 仮想通貨に関する規制

(1) 仮想通貨に関する規制の意義

仮想通貨に関する規制に関して審議した金融審議

会の決済高度化ワーキンググループでは、事業者である参考人から、「仮想通貨事業者の問題は銀行口座がつかれません。ほぼ銀行に新規口座開設依頼を拒否されるような状況になっています。あとは広告が打てない。投資家等にも、仮想通貨ということで怪しいので出資はしませんということが現状起こっています」といった発言がなされた*2。FinTech法における仮想通貨に関する具体的な規制内容については賛否があり得るとしても、FinTech法が仮想通貨に関する正当なビジネスに対する社会的な認識の改善に貢献するものであることは間違いのないと思われる。

(2) 仮想通貨交換業に対する規制

FinTech法における仮想通貨に関する規制の特徴として挙げられるのは、重要なリスクに対処しつつ、イノベーションを阻害しないように、現時点で重要なリスクを見極めたうえで、特に規制が必要と考えられる部分に絞って規制を導入した点である。今回、仮想通貨交換業者だけを規制の対象としたのも、国内における仮想通貨ビジネスの多くが仮想通貨と法定通貨の交換を行う業者によって提供されており、また、マネー・ロンダリング対策や顧客保護の観点からの規制の必要性も、主として交換業者について存在すると考えられたからである。衆議院財務金融委員会における政府参考人の答弁でも「利用の広がりやサービスの発展に応じた適切な規制を行っていくことが重要だと考えておりまして、今後とも、サービス実態を十分に注視して対応していきたい」とされている*3。発展途上であるFinTechを対象とした規制については、実態の変化に伴い、必要に応じて、新たな規制の導入

* 1：FinTech時代における金融規制のあり方について検討したものと、拙稿「FinTech時代の金融法のあり方に関する序説的検討」『企業法の進路：江頭憲治郎先生古稀記念』（有斐閣、2017）775頁以下を参照。

* 2：決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ第4回会議議事録（加納参考人）

* 3：衆議院財務金融委員会議事録第16号（平成28年4月27日）10頁。

や既存の規制の改廃が、スピード感をもって行われていく必要がある*4。従って、私たちも仮想通貨に係るサービスや取引の実態を注視しながら、適切な法規制のあり方についての検討を継続していく必要がある。

(3) 仮想通貨該当性

実態の変化に対応した規制の必要性という考え方は、規制の対象となる仮想通貨に関するガイドライン案における記述にも表れている。そこでは、規制の対象となる仮想通貨についてはFinTech法における定義に照らして判断するとしつつも、「情報通信技術は急速に進展しており、日々、変化するものであることから、仮想通貨の該当性等については、その利用形態等に応じ、最終的には個別具体的に判断することに留意する」とされている*5。

様々な仮想通貨的なものが登場してくるであろうことはその通りである。しかし、仮想通貨に関する規制を考えるにあたり、ある商品が仮想通貨に該当するかどうかは規制の出発点であり、その点についての当局の判断基準が不明確であった場合には実務に無用の混乱を来す恐れもある。当局の判断が法令に照らして合理的なものである必要があることは当然であるが、FinTechサポートデスクやNo Action Letter等の活用、当局からの積極的な情報発信、丁寧な対話等を通じて、柔軟性と透明性のバランスを実現するような運用が必要であると思われる。

(4) 取り扱う仮想通貨

FinTech法による改正資金決済法63条の3第1項は、仮想通貨交換業者の登録の申請に際して登録申請書

に記載すべき事項を列挙する。その7号では「取り扱う仮想通貨の名称」、11号では「内閣府令で定める事項」が挙げられており、内閣府令案5条では法63条の3第1項11号に規定する内閣府令で定める事項として「取り扱う仮想通貨の概要」が規定されている。この点に関して、ガイドライン案では、「日々、様々な仮想通貨が出現することが想定され」、また、「仮想通貨交換業に係る取引の形態についても、様々な形態が考えられる」とする。そして、「このため、取り扱おうとするものが仮想通貨に該当し、又は当該仮想通貨の取扱いが仮想通貨交換業に係る取引に形式的に該当するとしても、利用者保護ないし公益性の観点から、仮想通貨交換業者が取り扱うことが必ずしも適切でないものもあり得る。したがって、当局は、仮想通貨交換業に係る取引の適切性及び取り扱う仮想通貨の適切性等について、…登録の申請の審査等を実施するものとする」とされている*6。取り扱う通貨の内容の適切性は、資金決済法63条の5第1項では登録の拒否事由として明記はされていないが、ガイドライン案の記述によれば、取り扱う仮想通貨の適切性が、同項4号に規定する「仮想通貨交換業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない法人」かどうかを判断する際の一要素と考えられているようである*7。

こうしたガイドライン案の内容は、実態の多様性に柔軟かつ適切に対処するという観点からは理解できるものであるが、その運用によっては、当局が個別の仮想通貨の適切性を判断することの当否が問題となり得ると思われる。なお、この適切性の判断にあたっては、専門性を要することに加え、詐欺的な仮想通貨もあることから、「認定資金決済事業者協会の公表する情

*4：この点は、金融庁金融審議会決済業務等の高度化に関するワーキンググループ報告書（平成27年12月）でも指摘されていた（28頁）。

*5：ガイドライン案4頁。

*6：ガイドライン案4頁以下。

*7：ガイドライン案49頁。

報」等を参考にしつつ、交換業者や同協会等から提供を受けた情報等を考慮して判断するものとされている*8。自主規制団体に期待される具体的な役割や自主規制団体による情報提供のあり方等の詳細は、今後、詰められていくべき事項であると思われるが、変化の速いビジネスを適切に規制しようという場合に自主規制団体との連携が重要である点は、決済高度化ワーキンググループの報告書においても指摘されていた点である*9。

2 今後の法的課題

FinTech法は仮想通貨に関する問題のごく一部に対処しただけであり、今後、検討が進められねばならない法的問題は多い。以下では、既に本特集の別稿で指摘されている問題も含めて、我々が考えていかなければならない幾つかの問題を指摘しておくこととしたい。

(1) 投資家保護の視点

現在のところ、仮想通貨が決済の手段というよりも投資の対象として用いられていることが多いこともあって、金融商品取引法におけるような投資家保護的な観点からの規制の必要性を指摘する見解がみられる*10。この点、パブリックコメントに付された仮想通貨交換業者に関する内閣府令案17条は、交換業者による広範な情報提供義務を規定するが、そこで情報提供が求められている内容は、仮想通貨の概要のほか、価値変動リスクやその他の損失発生要因となるリスク等を含み、金商法において顧客に対して契約締結前書

面等で説明が求められる事項に類似している。

国民生活センターは、2016年2月の時点において、投資や利殖をうたう仮想通貨の勧誘トラブルが増加しているとの注意喚起を行っていたが*11、2017年1月には、FinTech法の施行により「仮想通貨についての認知度の高まりと消費者の理解不足に便乗した詐欺的な勧誘を行う悪質業者に対し、よりいっそうの注意が必要である」との指摘も行っている*12。仮想通貨を巡る詐欺的な投資勧誘を行う業者は、登録を得ない（得ることのできない）ような業者が多いと思われ、FinTech法による登録制の導入によって、事態の改善に繋がることが期待される。

なお、仮想通貨交換業者と顧客との取引の殆どはインターネットを介して行われると思われる。取引がインターネットのみにより行われた場合、交換業者の側には、実際に顧客が画面に示された説明を読んだかどうか、そして、どの程度説明を理解したかに関わらず、交換業者が所定の説明を行ったという記録、そして、顧客がそれに同意したという記録が残ることになると思われる。その場合、顧客と交換業者との間で、交換業者による説明の適否等を巡って争いとなった場合には、交換業者の側が自らの記録を提出することによって、決着がつくことになるのであろうか。仮想通貨の取引に限ったことではないが、顧客に対する説明や顧客の理解の実質化の確保（これは、技術の発達により改善される部分もあると思われる）や、紛争時の立証責任等の問題は、FinTech時代において考えなければならない法的問題の1つであると感じている。

なお、ガイドライン案では、交換業者が顧客に説明

*8：ガイドライン案5頁，49頁。

*9：報告書・前掲注4，30頁。

*10：本多正樹「仮想通貨に関する規制・監督について—改正資金決済法を中心に—」金融法務事情2047号38頁（2016）。

*11：http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20160218_2.html

*12：http://www.kokusen.go.jp/jirei/data/201701_1.html

すべきリスクとして、「サイバー攻撃による仮想通貨の消失・価値減少リスク」が挙げられているが^{*13}、サイバー攻撃による仮想通貨の消失・価値減少リスクの適切な分担のあり方も今後の検討課題の1つであろう。

(2) 私法上の問題

規制法上の問題に比べ、私法上の問題についてはより一層課題が多い。私法上の問題については、本特集の別稿を参照されたいが、現状は、仮想通貨を保有している（と思っている）顧客が実際にどのような法的地位にあるのかも不明確であるし、仮想通貨の取引の法的性格がどのようなものかも不明確といった状況にあると言わざるを得ない。私見では、仮想通貨は、日本の私法上、法的保護に値する財産的価値であり、その帰属等については、基本的に物（場合によっては証券、通貨）と同じように扱い、基本的に物権法のルールに従うと考えるべきであると考えている^{*14}。ビットコインはブロックチェーンという分散型台帳を前提とし、一定のプロトコルに従って管理されているものであるが、ブロックチェーンはあくまで価値やデータを記録するための仕組みであって、価値やデータそれ自体を法的にどのような性質を有するものとして把握するか等の問題を考える際には、その仕組みに過度に引きずられることは適切ではないと思われる。技術の進展により、ビットコインのように、形はないけれども人々が価値を認め、しかも、誰がその価値を保有しているかがきちんと判別できるようなものが登場してき

ている。そうした価値の取引を適切に扱うことができるよう、日本法が進化する必要があると感じている。

なお、私法上の性格をどのようなものと解したとしても、ビットコインのようなブロックチェーン上の仮想通貨については、秘密鍵がない限りは実際に管理・処分することはできない。このため、債務者が秘密鍵を秘匿し続ける場合には、仮想通貨を「差し押さえる」ことができないといった問題点も指摘されている^{*15}。同様の観点から、租税逃れや財産隠しのための手段として用いることも可能であるように思われる。こうした問題は、法制度だけではなく、法と技術が連携して対処する必要がある問題であろう。

(3) その他

ブロックチェーンを用いた仮想通貨の取引は、容易に国境を越えて行われるため、規制の域外適用といった問題や、国際私法における準拠法の決定といった問題が重要となる^{*16}。他方で、ブロックチェーンとの関係では、基本的に国家法の適用は不要ではないかといった極端な見方も存在し、論ずべき点も多い。

また、ブロックチェーンの記録を訴訟等においてどのように扱うか等、紛争解決手続における問題もある。紙幅が尽きたため、これらについては他日を期したいが、法だけでは適切に対処できない問題も多く、法律家も技術に関心を持ち、技術を担う方々との建設的な対話を通じて、技術と法の適切な役割分担を図っていくことが重要であると感じている。

*13：ガイドライン案17頁。

*14：この点につき、拙稿・前掲注1、798頁以下を参照。なお、仮想通貨の取引が詐欺・強迫により取り消されたり、錯誤や公序良俗違反により無効となったりする場合や（そうしたケースはあり得るというべきである）、また、自分自身ではブロックチェーンのアドレスを有さない顧客が交換業者が管理するアドレスを利用して行う間接的な取引が行われる場合（顧客はブロックチェーンの記録には現れない）等を考えるならば、ブロックチェーン上に記録されている者が、常に、法が権利者と認めるべき者であるとは限らない。そういった意味では、ブロックチェーンの記録は、法的には、仮想通貨の帰属や移転を示す証拠の1つであると考えられるべきであると思われる。

*15：例えば、2016年2月23日付けのダイヤモンド・オンラインの記事（<http://diamond.jp/articles/-/119221>）を参照。

*16：この点につき、拙稿・前掲注1、782頁以下、813頁以下を参照。

第31回 東京弁護士会人権賞 受賞

特定非営利活動法人北関東医療相談会

代表理事：後藤裕一郎さん 理事・事務局長：長澤正隆さん

会計：加藤健司さん 事務：長澤和子さん

北関東医療相談会は、健康保険がない、言葉が通じないなどの理由で通常の医療を受けることの困難な外国籍の方を主な対象とした生活困窮者のための医療相談会を開かれています。相談会を始められたきっかけ、運営のご苦労、多文化共生について、同会の理事・事務局長の長澤正隆さんを中心にお話をお聞きしました。「共に感じて、共に苦しむような姿勢がない限り、多文化共生はつくり上げられない」という言葉が印象的でした。是非ご覧ください。
(聞き手・構成：西川 達也)



特定非営利活動法人北関東医療相談会の皆さん
左から、事務の長澤和子さん、会計の加藤さん、理事・事務局長の長澤正隆さん、代表理事の後藤さん

プロフィール◆特定非営利活動法人北関東医療相談会

外国籍や生活困窮している方々の検診、検診結果の説明、要治療者のフォローを実施しているボランティア団体。1997年群馬県において、「外国人のための医療相談会」として発足以来活動を続けてきた。近年、日本国籍の方々にも同様の支援が必要ことが分かり、国籍を問わない支援活動にきりかえて続けている。人道的支援の立場で、活動での支援、経済的支援等、協力者共に活動している。2013年、永続的な活動が出来るよう、NPO法人化した。

——日本で暮らす生活困窮者、特に外国籍の方を対象にした無料の医療相談会を開催されているということですが、外国籍の方に向けた医療相談を始められたきっかけというのは、どのようなものだったのでしょうか。

22年ぐらい前に、フィリピン人の男性から、胃がんで手術しなければならないとの相談を受け、群馬県の伊勢崎の病院への入院手を支援したことがありました。ところが、手術が間に合わなくて、入院の3日後に亡くなってしまったんですね。

その方は、日本に来て数年がたっていて、いわゆる不法滞在者、オーバーステイだったのですが、ではそういう人たちは医療を受けられずに死んでもいいのかということと、フィリピン人は家族思いというふうによく聞きますが、そういう家族思いの人が、家族に

会うことも、家族を癒やすために帰ることもなく死ぬのはいかがなものか、ということそのときに考えました。

そうした際に、たまたま市民で行う健康診断会というのがあるという話を聞いて、当時の仲間の何人かで勉強した上で、1997年6月1日の日曜日に群馬県伊勢崎市で無料の健康診断を始めました。

——今年の6月で丸20年になるのですね。

最初に3回やって、その後にちょっとお休みをして、2年ぐらいたってから群馬県の太田市で再開して、以後ずっと続けてきました。群馬県、栃木県を中心に、埼玉県、東京都にも活動の場を広げて、2016年11月に清瀬市で行った相談会が、40回目になります。

— 毎回の相談会の運営というのは、どれぐらいの人数の方々がかわられているのでしょうか。

多いときは、イラン人向けの医療相談会で150名強が運営に参加したということもありましたが、平均すると70名くらいが多いですね。昨年あたりからは、あちこちでやるようになりましたが、1件当たりの人数は少なくとも80から90名というところでしょうか。

— 1件当たり80名から90名もの方が必要となるのですね。

医師は最低でも4人は必要ですし、看護師さんは多くいてくれれば有り難いですね。そして、何語を話される人が来るか分からないので、通訳の方を、英語、スペイン語、タガログ語を中心に、だいたい10か国語(言語)ぐらいはそろえなければなりません。

— 皆さん、ボランティアで参加されているのですか。そうですね。

— 通訳の方が10か国語ぐらい必要ということですが、相談を受けに来られるのはどこの国の方が多いということはあるですか。

国といますか、英語圏、スペイン語圏、タガログ語圏の方が多いですね。中でも英語圏が圧倒的に多いでしょうね。母国語でなくても英語は話せるという方も多いですから。

一方で、母国語しか話せないという方もたくさんいますので、やはり10か国語程度の通訳は必要となります。

— 相談に来られる方は、非正規滞在者、すなわちオーバーステイの方や仮放免中の外国籍の方が多いというようにお聞きしています。

もちろん正規に滞在されている外国籍の方もいます。オーバーステイは本当に少なくなりました。

相談に来る方の半数以上は仮放免中の方ですね。仮放免中は、収容所からは出られても、就労は認められませんし、健康保険もない、生活保護も受けられませんから。

ただ、決して非正規滞在者向けというのを前面に

出しているわけではなくて、貧しくて医療を受けられない人はすべて対象としています。日本人でも外国人でも。

— 日本人はどのくらい相談に来られるのですか。

日本人はあまり来ませんね。外国人の方々に圧倒されるからでしょうか。1回に10人いないくらいですね。

— 難民申請中の方もいらっしゃるのですね。

難民認定申請中の方は、就労許可を受ければ就労はできるのですが、国民健康保険には加入できないんです。働いてもいいけど保険はない。こういった人たちも積極的に受け入れていますし、きちんと対応してあげなくてはならない。難民申請をして、20年かかって許可されない、こういった人が多くいます。

— 特に医療相談を受ける方の資格や要件は定めていないのですか。

来た人は断りません。健康保険があっても、在留特別許可をもらっていても、言葉の問題や収入の問題で来る人はたくさんいます。普通の病院に行っても言葉が分からないという、いわゆる言語困難者は非常に増えていますね。

— 医療相談を必要とされている方はたくさんいらっしゃると思うのですが、そうした相談会があるということ自体を広報するのも大変ではないでしょうか。

そちらの方がむしろ大変ですね。私(長澤正隆さん)はカトリックの助祭をしていますので、自分の教会でチラシをまく、公共機関を通じて流してもらう、友達関係を通じて流してもらう。あとは商店・飲食店でもお知らせしていますが、お店に行ってもしつこく言わないとみんな気に留めないですね。夜の街を何年もチラシ配りをして歩きましたが、皆さん最初は来るけれど、1回来ればもういいという感じで長続きしませんね。最近では、ホームページとか「Facebook」を見て来る方もいます。

連携団体の方たちの協力もあります。仮放免者の会や牛久入管収容所問題を考える会など、そういった連携団体のネットワークが一番しっかりつながりますね。

——相談内容で、特に多い症状というものはありますか。

糖尿病、血圧ですね。あと、脂質異常症（高脂血症）。日本人の生活習慣病と、あまり変わらないですね。

東南アジア系の方はC型肝炎にかかっている人が結構います。それがいつ肝臓がんに変化するかというのは読めないで、こういった人たちはいつも爆弾を抱えているように生きています。あとは感染症でいえば、肺結核と、その疑いがある人。ここ3年ぐらいで増えています。

また、相談に来られる方々は厳しい状況に置かれていることが多いですから、ストレスや精神症状を抱えていることも多いです。

——医療相談会のあとで、そうした症状のある方へのフォローもされているのでしょうか。

必ずやります。ただフォローをするにも、電話番号を間違えていたり、住所を間違えていると、フォローのしようがないんですね。弁護士さんが付いている場合は、弁護士さんに何とかしてくれとお願いすることもあります。それでこちらの方で引き継いで、病院を探して受診してもらう。費用は私たちもお金があるわけではないので、まずは無料低額診療を利用できる病院と交渉を始めます。

——無料低額診療という制度は今回初めて知ったのですが、こうした対応をしてもらえる医療機関というのはいくつかあるのでしょうか。

多くはないですけどあります。地方よりむしろ都内の方が多いですね。各都道府県のホームページに無料低額診療の案内が載っています。

ただ、いきなり本人が1人で行っても、あまりいい顔はされません。だから1回は私たちの方に来ていただいて、私たちの方から病院に連絡を取るとスムーズにいきます。

——医療相談会を運営するのは、ボランティアが中心といても、やはり最低限、必要な資金というのはあるかと思うのですが、資金調達はどのような形でされているのでしょうか。

苦労していますね。助成金といっても国は不法滞在

者とか仮放免者を含めて、非正規滞在者に税金は使えないことになっていて、申請してもはじかれてしまいます。ですから、有志の方からの寄附や、国際協力機関や財団など民間の助成を受けて運営資金にしています。

昨年11月には群馬県から県国際交流賞を、今回は東京弁護士会から人権賞をいただきましたが、活動を評価していただけることは、資金調達の面でもやり易くなります。

——医療相談会を行う際には、無料の法律相談も併設されているということですが、始められたのはどのようなきっかけだったのでしょうか。

3年前の益子町の医療相談会の際に、弁護士の方から一緒にやってよいかという話がありました。在留資格のない人たちにとって法律は深く関係しています。病気を早く治すには在留資格をきちんとして、健康保険を取らなければならない。そうすると、弁護士の方と一緒になければ難しいことも出てきます。

あとは、不法滞在者には、出国をして早く自国に帰った方がいいという人がいます。こういった場合に、私たちでは出国のための手続の仕方を的確に伝授できないので、弁護士さんにアドバイスしてもらった方がスムーズに出国の手続が取れます。

毎回相談会では、10件から15件ぐらい法律相談をお願いしています。

——在留関係以外の相談もあるのでしょうか。

会社とのトラブルとか、家庭内のトラブルとか、賃金の問題もあるし、交通事故の示談の問題もあるし、様々ですね。法律相談だけに来る人たちもいます。

相談のパッケージみたいになっていて、医療、治療、法律、職業相談、生きるための最低限のパッケージが、うちにはあります。

——生きるためのパッケージ。

来ればしばらくは生きていられる（笑）。いや、本当に生きていられるという表現なんですよね。

今どき、家賃が2万円で、水道の水がトイレの水しかない。それも4か月間は他の支援団体が家賃を払っ

てくれるから住めるけれども、それを過ぎたらどうするのか。電話をかけるにしても、使いかけのテレホンカードをもらって、持って行ってあげて、それでようやく連絡が取れるようになる。そんな生活をしている方が結構います。

— こうした外国籍の方に向けた医療相談というのは、全国的にも広がっているのでしょうか。

昨年、東京の病院が一緒にやりたいということで、都内で初めて医療相談会を開催しました。病院の方はこんないいことはないの、しばらく続けたいとのことでした。

そうすると千葉ではまだ1回もやっていないので、千葉はどうするのかという話は当然出てきます。それでは、西の方はどうするのか？ しかし、私たちの方がもう財政的に手詰まりです。

ここから先は、こうした非正規滞在者の方たちが日本で生活しているけれども、行政が手が出せないような形になっている。しかし、それを見逃していいのかということなんですね。これは由々しき問題で、ハンセン病の問題と似ているような気がしないでもない。誰も何もできないから何もしないという。

そうではなくて、いろいろな形で世論を巻き起こして、なぜ一民間団体がそこまでやらざるを得ないのか、生きている人を生かすために人権があるわけで、その人権を無視されているんだから、やれないことを理由にやらないというのは、やっぱりそれは少し変じゃない？ と考えてもらわないといけないかなと思っています。

— 根本的な解決というのはやっぱり政策が変わるか行政が動くしかないのでしょうか。

全部、民間に委託するなら民間に委託してもよいですが、こうした人たちが死なないような仕組みをもうちょっと考えなければならぬと思います。非正規滞在者は住めればいいんだ、どうせなくなるんだ、では、問題はなくなりません。

— 相談に来られた方で、特に印象に残っている方というのはいらっしゃいますか。

何人もいますね。アジア圏の人ですけれども、C型

肝炎から肝臓がんに移行していて、英語を上手く操る人だったので、みんな分かっているもんだと思っていたら、肝心の医学的な話はまったく理解してなかった。手術をしなければならぬのに手術の機会を逃して、さらには糖尿病になっちゃって。県立のがんセンターで手術をできるところまで道を開きましたが、手術日を決める段階でもう間に合わなくて。その年の5月に自国に帰られて、7月に亡くなりました。

あとは、やはりアジア圏の人ですが、薬物依存で、脱依存の治療をしていたところで、1年たったら今度はうつ病になって、翌年4月に自殺してしまいました。この人も仮放免者で、保険がなくて、死にたい、死にたいって周りに漏らして、最後は所持金が300円でした。こういう死に方が果たしていいのかという問題ですよ。

— そうですね。

早く国に帰ればいいじゃないかというものの見方もありますが、これだけいろいろな国にお金をばらまいて、1人の人間さえも救えないような施策に、もう少し違う目線があってもいいのかなと思います。

非正規滞在者がただかわいそうということではなくて、本人は生きるか死ぬかの瀬戸際にいる。本当にそういうことが起きている。多文化共生は共に生きると書くけれども、共感共苦ですよ。共に感じて、共に苦しむような姿勢がない限り、多文化共生はつくり上げられないと思います。

— 共感共苦という言葉はとても印象的です。

苦しむ人の側に立って声を上げる。それが社会正義の1つの在り方、基本なんだろうから、この現状は、私たちのどこかが間違っていると思うんですよ。私たちもそうですし、社会全体もそうだというふうに私は思います。

— 最後に弁護士や弁護士会へ、何かメッセージがございませうでしょうか。

医療相談会と法律相談会はやはりセットでやっていくのが、人を助けるための最大の武器かなというふうに思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

第31回 東京弁護士会人権賞 受賞

中皮腫・じん肺・アスベストセンター

所長：名取雄司さん

アスベスト(石綿)被害は過去の問題であると思われがちですが、実は現在でも、私たちにとって身近な問題です。新たな健康被害の発生を防止するためにできることは何か、被害に遭わないために気をつけるべきことは何か。本記事を契機として、一人でも多くの方にアスベスト問題について考えていただければ幸いです。(聞き手・構成：小峯 健介)



中皮腫・じん肺・アスベストセンター
所長の名取さん

プロフィール◆中皮腫・じん肺・アスベストセンター

アスベスト(石綿)の吸入から約40年たって発症する、悪性胸膜中皮腫・悪性腹膜中皮腫・(アスベスト関連)肺癌・石綿肺(アスベスト肺)のご本人やご家族の全国的相談窓口として、環境へのアスベスト(石綿)飛散の全国的相談窓口として、またアスベスト(石綿)の測定・調査・研究団体として、発足した民間の非営利団体。2003年12月6日に設立総会が行われた。

——名取先生がアスベスト問題に関与されるようになったきっかけを教えてください。

1980年代から国家公務員共済病院の呼吸器内科の医師をしており、石綿関連疾患の方をたくさん診て、患者さんの仕事により40年後に石綿関連の病気の方がたくさん出ることを知っていました。海外の論文を読めば、他の国では既に石綿使用を禁止したとか、次は建築物の石綿対策と言っている中で、日本は数十年遅れていると感じておりました。

——センター設立の経緯を教えてください。

1990年代後半から人づてに色々と電話相談を受け始めました。他に相談窓口も少なかったので全国から相談が殺到する状態で、アスベストについての情報は非常に少なく、国は全くやっていたいなく、ホームページで情報提供をしているサイトもほぼなく、情報も相談対策も非常に手薄な時期でした。

2000年前後には、被害を受けた方たちの団体、それぞれの地域で相談を受けている方たちの団体、支援を始めた弁護士の方たちや、工学的な観点で今後の対策を考えている方たちがいました。アスベスト問題は、多分野の専門家が協力し、専門家と当事者が共に力を合わせる団体で対応していく時期に入っていると感じておりました。そのような経緯があり、2003年にセンターを設立しました。

——センターの活動の概要を教えてください。

まず1つは、アスベストに関する電話相談を常時受け付けています。相談の中身が、例えば労災である場合、患者の支援が必要だということであれば、一緒に活動している団体を紹介することもありますし、労災の手続の支援ということであれば、私たちの職員で対応することもあります。

私たちのセンターの中には、環境に関するプロジェクトや法律関係のプロジェクトがあり、環境関係に対応する専門家や、建築関係について対応する専門家がいます。法律については弁護士を含めた会議を定期的に行っておりますので、専門家の会議で相談に乗っていただくということもあります。

——より具体的にはどのような活動をされているのでしょうか。

環境や建築の場合、「違法な工事のようなので現場に来て見てくれませんか」という電話相談があり、行った方がよいという判断をすれば、実際に行った上で当事者の方と一緒に相談に乗って工事先と交渉をしたりします。自治体や労働基準監督署に通報した方がよいような内容であれば通報したりもします。

法律問題の場合、すでに労災は終わっていて企業や国に対してもう少し上乗せを求めたいという相談もあれば、労災に認定されなかったので何とか司法の力で

認めてほしいという相談もあり、ある程度のところまでは職員でまとめたりした上で、弁護士に相談していくこととなります。

— アスベスト被害の特徴について教えてください。

まず1つ石綿は目に見えず無味無臭なので、吸入の事実すら知らない方がいることです。

もう1つは、早いもので大体20年ぐらい平均して40年ぐらいたってから症状があらわれますので、「静かなる時限爆弾」という言い方もされます。忘れていた頃に突然命が危ない形で出てくるのが非常に怖いところです。

— アスベスト被害の診断の難しさ、判断のポイント等について教えてください。

2017年現在、「中皮腫」や「肺がん」の診断それ自体はそれほど難しくはなくなっていると思います。

ただ、「じん肺」や「肺がん」の場合には、医師の理解が少ない場合があります。「肺がん」は、タバコによる「肺がん」と診断されることもあります。「じん肺」の初期の段階ですと、かなり訓練を積んだ呼吸器内科医でないと診断ができない部分がありますし、他の類似の病気に誤診されてしまうことがある点が難しいと思います。

「中皮腫」は、アスベスト以外で発症することはまずないので、「中皮腫」だと診断がつけばアスベストが原因と判断できますが、「肺がん」や「じん肺」の場合には、職歴を聞いたりした上での判断が必要であり、呼吸器内科の素養以外にも、産業医学的な素養が必要となってきます。

— これまでの活動等を通じて、アスベスト被害の労災認定や事業者の責任認定の難しさについて、どのように感じておりますでしょうか。

全国でも過去に前例がある、もしくはその地域で石綿関連疾患の前例がある会社については、労災認定は非常に容易になってきていると思います。逆にあまり前例がない地域で最初に認定してもらう方は、労災認定自体にものごく苦勞されていると感じます。

「中皮腫」の労災について残された課題としては教

員の方・事務職等で、労災認定自体に一番苦勞されていると思います。石綿製造業や造船業、建設業で中皮腫の労災自体の認定で苦勞する時代は、ほぼなくなってきたと思います。

ただ「肺がん」については、タバコなど他の要因もたくさんあるので、苦勞されていると思います。「じん肺」についても経験がある都道府県ではスムーズにいきますが、詳しい医師が少ない地域、支援団体も少ない地域では苦勞されているという印象を持っています。

— センターとしては、どのような支援をされているのでしょうか。

患者本人や家族だけですと、労働基準監督署が必要とするだけの要件の資料や書類を自分たち御家族で集められない場合がしばしばありますので、十分話を聞いて書類を整えるお手伝いしております。

現在の主治医の診断書だけでは証明が弱いという場合であれば、医療情報を借りてきてもらって、それを基にして私たちの関連の医師が追加で意見書を書く場合もあります。業務上災害として認定されるポイントの部分を補う支援をする場合が多いです。

— 2005年にいわゆる「クボタショック」が大々的に報じられましたが、どのような職場環境や生活環境であった場合に、アスベスト被害の可能性があるのでしょうか。

アスベスト被害の可能性のある職場については、厚生労働省のホームページ「『石綿にさらされる作業に従事していたのでは?』と心配されている方へ」*1に載っており、一部の職場を除いてほぼ網羅されています。

生活環境については、まず工場の周囲の確認で、育った地域の周囲に石綿製造業があったかをチェックすることになります。厚生労働省のホームページ「石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表」を見ると、「何市の何会社で何名が業務上と認定された」との情報が出てきます。そこをチェックすれば、工場周囲については分かると思います。

一番分りにくいのが建物の吹付け石綿のあった建物内で過ごした被害者です。天井裏に石綿があったビルも多数あります。文具店、食品、銀行、ホテル、事務職等の労災認定者だけでも100名を超す被害になって

* 1 : http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/roudousya2/index.html

います。私たちのような詳しいNPO等にご相談いた
かないと、簡単には分からないことがあると思
います。

—— 2006年に成立した石綿健康被害救済法（以下「救
済法」）の法成立に向けて、どのような活動をされたので
しょうか。

「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」とい
う当事者団体の事務局を務め、一緒になって、「す
き間のない補償制度をつくってください」という活
動をしました。「中皮腫」は、少なくとも「中皮腫」と
いう診断が付いたらすべての人が救済法による救済を受
けられる法律になりました。何も救済されない人をな
くすという意味で、最低限の療養・治療について無料
でできる体制をつくった点では、活動はある程度うま
くいったと思います。

—— では、救済法の問題点や改善点はありますか。

1つは、救済法はとりあえずすき間のない救済で補
償でないため、最大300万円分の療養の給付しかあり
ません。亡くなった方の年金は全くなく、遺族への生
活保障がありません。労災保険なら遺族の子供への教
育補助、遺族年金があり生活面の補償があります。そ
の制度と比べると、本来もっと国や製造業者等を含め
た被害の責任者が、本人と御家族（ご遺族）の生活
面を含めた補償をすべきではないかと思
います。

もう1つは、「肺がん」について、認定基準が広範で
ある労災の「石綿肺がん」と比べると、石綿肺「管理
2」のみで、恐らく10分の1しか認定されない厳しい
基準となっています。「石綿肺」についても、最重症の
「管理4」の方のみ認定され、軽度の「管理2」や「管
理3」や合併症は認められず、労災の数10分の1しか
認定されない。これらの点を改善すべきだと思
います。

—— アスベスト被害は過去の問題だと思われがちのよう
ですが、現在ではどのような問題が生じているのでしょ
うか。

一番問題なのは、「改築」時にその建物内で過
ぎた方の石綿の吸入による被害です。保育園・小学
校・高校等での飛散事故事案は全て改築時で、問題
となった理由は、「人がすぐそばにいたから」です。「
解体」の場合は、側に子供も先生もいないので、ち
よっと飛

散事故が起きてても人が吸うことは少ない訳
ですが、「改築」の場合は、隣で授業をしてい
るところで飛散事故が起きてしまうわけ
です。

—— 学校を含め、社会生活の場において、今後ア
スベストでさらなる健康被害が発生しないよ
うにするためには、どのような対策が必要
でしょうか。

まず、未成年者のいる建物近隣での、改築
や解体工事を禁止することが必要です。改
築や解体工事をするなら夏休みなど子供
がいない時にやりなさいと決めること
が必要で、法的に禁止している国もあ
ります。

—— 他にはありますか。

他に危険なのは、煙突内の石綿断熱材から
の飛散です。今もどんどん煙突の中か
らアスベストが大気に飛散しています。
早急に公的な「建築物石綿含有建材調
査者」等の資格者による調査を適切に
行い、除去対策をすべきです。

イギリスなどでは、建物の所有者には建
物内の石綿の通常使用時の管理義務（調
査義務）があります。日本には建物内等
の石綿関連で4つの法令（大気汚染防
止法、石綿障害予防規則、建設リサイ
クル法*2、廃掃法*3）がありま
すが、解体や大規模改築の場合につ
いて規定する法律になっています。日
常的に建物を管理・モニタリングをす
る平時の場合の規定がない法律で、除
去や解体工事の際に届出をしないとな
っているだけです。

いくつかの先進国では建物所有者に日
常的に管理、モニタリングを課してい
ます。そこが日本の一番遅れていると
ころで、今後の法改正をする必要があ
ると感じています。

—— 国、行政はどのような対策をとるべき
でしょうか。

法的な規制措置の強化では、建物内等
の石綿関連の4つの法令の罰則の強化
です。違反者に対する罰が、直接罰で
なく間接罰ですし、罰金も非常に低額
です。

4つの法律をチェックする行政マンの
数が大変少ないのです。他国では工
事の危険性を監督している行政官が
一定数いますし検査回数も多い。日
本は非常に少ないことが問題です。

*2：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

*3：廃棄物の処理及び清掃に関する法律

—— 国、行政の責任を認めた泉南アスベスト訴訟の最高裁判決*4について、どのように感じておられますでしょうか。

国がもっと早く局所排気装置等を付けるようにしていれば、それによって救われる人がいたのに遅れたと判断した点について、画期的な意味のある判決と感じております。一方、1971年に国がある程度の装置を付けなさいとした特定化学物質障害予防規則の制定後は、国の責任はないとして、その後生じた被害は民間の責任となっています。民間で対応すべき点があったとしても、1971年以降ちゃんと国の監督官が現場指導に来てチェックする行政官は多くはなかった。特に石綿含有建材を多数使用した建設現場に安全面だけでなく、石綿の管理で指導に来た監督官はまずいなかった。

2017年現在の解体現場では、所有者がお金を出さないで安くしか工事ができず、きちんとした石綿対策をしない方向に流れる傾向があります。行政的な立場の人が法の監視に来なければ、いくら法律があっても実効性がないわけで、同じ問題の継続を感じています。

—— 規制立法を制定するだけでは十分ではなく、実際に遵守させていくことが重要ということでしょうか。

そうです。1971年に特定化学物質障害予防規則が制定された後にも、行政による監督が少なかったからこそ建設等での石綿関連疾患が拡大した部分があると思いますし、現在でもそれが建設現場で繰り返されている気がします。

—— 国、行政の対応が後手になってしまう原因は、どのような点にあるのでしょうか。

発がん物質に対するリスク認知が低すぎます。リスク認識を高くして、よりお金をかけて人を配置するなどの対応が非常に弱いという気がします。

—— 改善するにはどうすればよいのでしょうか。

お金をかけて人を配置しても全部を見るということは無理です。イギリスなど他の国の例を見ても、すべては見回っていません。ただ、突然立ち入りをし、抜き打ち検査がある。そして、もしも失敗した場合は、直罰で、かなり厳しく罰する。いつ検査に来るのかわからないので、あまりにひどいことまでしないという抑

止効果を持たせています。

日本でも、全部に監督官が入って全部監視するというのは無理だと思いますが、一罰百戒的な効果を考え、より有力な抑止効果のある手を打ってもらいたいです。

—— アスベスト被害を防止するために、私たち弁護士にできることは何かありますかでしょうか。

環境や建物について詳しく勉強している弁護士が増えて、工事説明会に出席して「おたくの工事はどうなっているの？」と指摘するようになると、きちんとした対策をとるように進み、飛散事故が明らかに減っていくと思います。リスクコミュニケーションだと思います。

—— 私たち一市民として、不運にもアスベスト被害に遭わないようにするために何かできること、気をつけた方がよいことはありますかでしょうか。

まずは、改築・解体工事の近くには立ち寄らない。

あとは、震災です。東京で直下型地震が起きて3万棟倒壊したら、3万棟をいっぺんに解体したのと同じです。

最近では、被災地にはアスベストが漂うということはかなり知られてきおり、ボランティアの方はちゃんとマスクをしてから被災地に行ってくださいとなってきました。できたら、すべての自治体の震災基本計画の中にアスベスト対策とマスクの備蓄を入れていただきたいと思います。普通のマスクではなく、防塵マスクを入れておかないと、アスベストを吸ってしまうことになります。

—— 最後に、東京弁護士会の会員向けにメッセージをお願いいたします。

司法関係の建物の中にもアスベストがかなり残存しており、裁判所、拘置所、警察署など、皆さんが時々行く場所に実はアスベストが使われていることがあります。アスベストを吸うことは皆さんにとっても無縁ではないので、健康に留意してください。

それと、司法関係の建物のアスベスト問題について適切な対応をしていただくよう、お願いしたいと思います。

* 4：最判平成26年10月9日（民集68巻8号799頁）

新しい風。希望を拓げる

— 2017年度会長の就任にあたって—

東京弁護士会会長 瀧上 玲子

この度、2017年度東京弁護士会会長に就任いたしました。6名の信頼する副会長とともに、監事・常議員のみなさまの理解を得ながら、新しい風となって希望の拓がる弁護士会を創っていきたいと考えます。

弁護士のおかれている状況に閉塞感ということがよく使われます。しかし、私は弁護士が閉塞感しか持っていないとは思っていません。東日本大震災後、被災者、原発事故被害者支援の活動は若手弁護士を中心に行われてきました。私たちは智恵を出し合い、協働してきました。

若手の希望とエネルギーを活用し、先達の経験と智恵を融合させる、そして、社会が弁護士を求め、それを弁護士が実感し、やりがいをもって仕事をする、希望の拓がる弁護士会にしていかなければなりません。

そのためには弁護士の存在意義を社会に強くアピールし、弁護士、弁護士会に対する市民の理解を深めることが重要です。市民と弁護士との双方向のアクセスを容易にし、市民の権利擁護に努めるとともに、弁護士業務の基盤を拡充していきたいと考えます。

また、弁護士の活動領域を拡大することで、様々な分野で法の支配を担う新たな弁護士像を提示していきたいと思えます。

◆ 市民に寄り添う司法を築く

昨年、世界の政治や経済が大きく変動し、2017年はその影響を受けてわが国も先行きに不透明感がただよっています。憲法改正に関する議論や安保法制による駆けつけ警護も始まり、憲法の基本原則である立憲主義、恒久平和主義が脅かされる不安も生じています。

私たちは、弁護士が市民のための頼もしい権利の護り手であり、信頼し得る正義の担い手であることを、改めて自覚し、大きく変動する社会の中で、市民に寄り添う司法を築いていかなければなりません。

私は、市民に信頼される弁護士会を目指して、これら諸課題に真摯に取り組みたいと考えます。

- * 司法アクセスの改善に取り組む
- * 市民に信頼される民事司法の改革を前進させる
- * 新たな刑事手続における冤罪・誤判の防止に取り組む
- * 安保法制と憲法改正問題に取り組む
- * 人権諸課題に取り組む
- * 男女共同参画のさらなる伸展を図る
- * 弁護士の不祥事防止策を強化する

◆ 弁護士の希望を拓げる

弁護士は基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とし、他の士業とは異なり、自治を保障されている公的な存在です。法曹人口の増大は、法の支配を社会のすみずみにという司法改革の理念を大きく前進させた一方、弁護士の経済的基盤を脆弱化させています。

私たちは、弁護士の責務に対する制度的保障である弁護士自治を堅持しながら、大きく変動する時代に適応した新たな弁護士像を見つけていかなければなりません。弁護士の希望を拓げるための諸施策に全力で取り組んで参ります。

- * 司法試験合格者1500人を早期に実現し、安定化させる
- * 司法修習生に加え、貸与制世代への経済的支援策に取り組む
- * 法曹志望者の増加に取り組む
- * 弁護士の活動領域の拡大に取り組む
- * 若手弁護士に対する支援を拡充する
- * 弁護士の質を高めるための研修を強化する

会員の皆様のご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

2017年度の役員に

誌上インタビューを行いました。

1年間よろしく願いいたします。

質 問

- ① 一番関心のあることは何ですか？
- ② 一番大切にしていることは何ですか？
- ③ 長所・短所、趣味は何ですか？
- ④ 座右の銘は何ですか？

希望の広がる弁護士会を

会長 瀧上 玲子 (35期)



- ① 市民と弁護士との双方向のアクセスを容易にし、弁護士が市民に寄り添いながら、その業務の基盤を拡充すること、そして弁護士の活動領域を拡大するために様々な工夫をしていくということです。
- ② 責任を果たすという強い思いを持って、前に踏み出していくことが今の自分にとって大切なことだと思います。
- ③ 長所も短所も見極めが早いことです。決断

は早いのですが、熟考することも大事な時があると思います。趣味は昔テニスでしたが、今は太極拳をしています。

- ④ 「為せば成る」。「為さねば成らぬなにごとも、成らぬは人の為さぬなりけり」と続く上杉鷹山のことばです。大正生まれの亡父がよく口にしていました。古くさいことばですが、自分を鼓舞するにはよい言葉と思っています。

弁護士自治の堅持を

副会長 遠藤 常二郎 (39期)



- ① 弁護士自治の堅持です。弁護士会が、弁護士不祥事を撲滅させるため、自らを厳しく律し、自浄作用を発揮することによって、真に市民から信頼される弁護士会となりうると思います。また、若手弁護士を経済的、業務面で支援し、研修等の機会を増やし、将来の弁護士会の担い手となるよう育成しなければ、弁護士自治の人的な基盤が失われてしまいます。ベテラン弁護士の立場から、若手会員に対する支援や育

成の方法を工夫できたらと思います。

- ② どんな状況においても「明るく楽しく生きる」ということ
- ③ 長所は物事にくよくよしない性格、ラテン系ともいわれています。短所は、飽きっぽいことです。趣味はゴルフと薔薇づくり、一時大型二輪のツーリングにも凝っていました
- ④ 「人間万事塞翁が馬」

若手や女性など多様な弁護士が活躍できる弁護士会をめざします。 副会長 平沢 郁子 (41期)



- ① (1) 若手、女性、企業内弁護士など、会員のあり方が多様になっている現在、それぞれが活躍するために弁護士会が行うべき取り組みは何か。(2) 8100人を超える会員を擁する日本最大の単位会である東京弁護士会の会務の執行はどのようにしたら良いか。
- ② いろいろな方の意見を良く聞くことです。

- ③ 長所は、諦めずに一生懸命やることです。短所は無理しすぎることがあることです。趣味は、読書と合気道(富木流)です。
- ④ 格別ありませんが、とりあえずやってみる、でしょうか。考えすぎて何もしないと何も変わらないので、やってみることも必要だと思っています。

今、何をやるべきかを考える

副会長 磯谷 文明 (46期)



- ① 米国のこれからです。昨年の選挙に表れた米国社会の亀裂、新政権のさまざまな政策、米国を取り巻く国際関係は、日本にも計り知れない影響を与えるものと懸念しています。
- ② 今、この時に何をやるべきかという問いに対する答えを見つけることです。そして、それを積み重ね、時々過去を振り返ることです。
- ③ 長所は協調性、短所は情に流されやすいことです。これといった趣味はありませんが、長く子どもの虐待防止のNGOなどに関わってきました。
- ④ Think globally, act locally. (地球規模で考えて、自分の持ち場で行動せよ)。一緒に虐待防止に取り組んできた友人の医師から教わりました。

澁刺とした明日のために

副会長 松山 憲秀 (46期)



- ① 「人類の未来」人は飢えから逃れる術を獲得し、文字や音声、映像という過去を伝承する道具も手にしながら、過去から学ぶことを忘れてしまっているように思えます。折角、人類意識を芽生えさせたのに、目の前のあしたに夢なあまり、同類相食むの愚かしさ丸出しでは、未来が心配でなりません。
- ② 「自由」縛られない、囚われない、澄んだ眼差しで、遠望する姿勢を追求していきたいと思っています。
- ③ (1) 長所・短所：短所と向き合おうと努めていること・これといった長所が見当たらないこと。「身の丈を弁えたい、伸ばしたい」という欲求は強いんですが、どうも思うに任せません。澁刺感がなくて、ごめんなさい。(2) 趣味：航空機・野生動物・乱読・バッハ・ゴルフ。私は、一部ではゴルフ大好き人間として認知され、自覚も十二分ですが、バッハは楽譜をめながら鍵盤作品を聴くようになって、慣れ親しんだ曲に新たな色加わり、趣味であったことに気付かされました。
- ④ 「真の気高さとは昨日の自分を乗り越えること」一度しかない人生ですから、人との比較や評判ばかりを気にして過ごすのは勿体無い。澁刺とした明日のためにも、「乗り越えるべきは昨日の自分」を合言葉にし続けたいと思っています。

弁護士の活動基盤の確立のために

副会長 露木 琢磨 (46期)



- ① 弁護士の活動領域の拡大、若手会員支援です。当会の若手会員に、弁護士として、より多くのチャンス、経験を得ていただきたいと考えています。
- ② 自分の知らないことにつき、語ったり、行動したりしないことです。語ったり、行動したりする前に、まず、人の話を聞いたり、調べたりして、学ぶことを心がけています。
- ③ 長所は、辛抱強く根気があること。短所は、時間にとにかくルーズなことだと多くの方から指摘されています。現在の趣味は、下手なゴルフとちょっと下手な競馬です。
- ④ 「全ての人にやさしく」です。

市民のための活力ある弁護士会を

副会長 榊原 一久 (48期)



- ① この社会において弁護士はどのような役割を果たすべきなのかを考えていきたいと思っています。様々な意見や利害が絡み合っていますが、一人一人の個人を尊重することが弁護士の活動の基本的指針とすべきであり、どのような立場にあっても忘れてはならないことと思います。
- ② 心身の健康を保つことです。
- ③ 長所は、うーん、楽観的なこと？ 短所は楽観的過ぎることでしょうか。趣味は、音楽を聴いたり、ランニングをしたりなどです。
- ④ 座右の銘というのかわかりませんが、「ポジティブシンキング」を心がけています。不平不満や愚痴を言っても良いことは全くないので、なかなか徹底できませんが…。

1年間がんばります。

監事 鈴木 健二 (50期)



- ① 監事として関心があることは、会財政に関する情報をどうすれば会員に分かりやすく提供できるかです。個人的に関心があることは人工知能が将来どこまで発展していくかです。
- ② 仕事上大切にしていることは「バランス感覚」です。生活面で大切にしていることは健康です（よく食べて、よく眠ることです）。
- ③ 長所は性格が穏やかなところ、単純作業を苦にしないところです。短所は、頑固なところ、一言多いところです。趣味は、漫画を読むことと映画鑑賞です。
- ④ 座右の銘は、「人間万事塞翁が馬」です。中学のときに習ってから不思議と頭に残っています。1年間よろしく願いいたします。

信頼される弁護士会に

監事 市川 和明 (53期)



- ① 監事として一番関心があることは会費の用途です。会員サイトで、会費が何に使われているのか一目瞭然になっていることが望ましいと思います。
- ② 一番大切にしていることは、体調を崩さないことです。
- ③ 長所は物事を前向きに考えるところです。短所は字が下手なところです。趣味はゴルフです（下手ですが楽しんでます）。
- ④ 座右の銘ではありませんが、「努力は運を呼ぶ」を意識して物事に取り組むようにしています。これは、二十歳のころ、ふと浮かんだ言葉で、当たり前のことではありますが、結果の保証はないものの、何もしないより努力した方が結果が出る確率が高くなるという意味です。

沖縄調査報告

人権擁護委員会 沖縄問題対策部会 部会員 神谷 延治 (60 期)

2017年1月20日から22日にかけて、2016年度沖縄調査が実施された。本調査に人権擁護委員会沖縄問題対策部会委員、憲法問題対策センター委員、理事者、事務局の総勢14名が参加した。

ヘリパッド建設の現状

1日目、那覇空港から高江に直行した。名護から約1時間、県道70号線から新川ダム方面に入っていくと、通称「N1裏」テントが現れる。同テント内で、奥間政則氏から、高江ヘリパッド建設に対する抗議行動、土木技術の観点からヘリパッド建設の現状とその問題点などについてお話いただいた。

◆ 高江とヘリパッド*1 建設をめぐる経緯

沖縄県北部に位置する東村高江は人口約150人の集落である。その周辺は「やんばる」(山原)と呼ばれる森林地帯で、ヤンバルクイナ、ノグチゲラ等の固有種、絶滅危惧種を含む多様な生物が豊かな生態系を育み、世界的にも希少な亜熱帯林の自然環境が残されている。

他方、東村と国頭村にまたがる山間部に米軍の北部訓練場(ジャングル戦闘訓練センター)がある。昨年12月22日には約7500haの北部訓練場のうち約4000haが返還された。これは1996年のSACO(沖縄に関する特別行動委員会)最終合意に基づく。ところが、この北部訓練場の過半の返還と引き換えに、高江に6カ所*2のヘリパッドを建設すること、上陸訓練のための水域と土地(宇嘉川河口)を提供することが条件とされていた。SACO合意は、「県民の負担軽減・基地の整理縮小」を目的に掲げながら、沖縄

本島北部に基地機能を集約することを狙いとしている側面がある。実際、辺野古に強襲揚陸艦ボノム・リシャルの接岸ポイントを設置し、オスプレイを配備し、さらには高江、伊江島を結ぶ一体的な運用が進められているように、その目的は基地の機能強化にすり替わっている。

◆ 工事の問題点*3—杜撰な工事の実態—

奥間氏はヘリパッド建設工事に以下のような問題があると指摘する。

- ① N1ゲートから約1kmの仮設道路において、法面が崩落する危険がある急斜面に防護柵等の設置等の適切な処置がされていない(過積載のダンプカーが数千台も通過)。
- ② 沖縄防衛局は「自然環境への影響が最小限になるよう配慮」して、幅約70cmの工事用モノレールを設置するとしていたが、実際には長さ約1.4kmのダンプカーの運搬道路を造るため、大規模な森林伐採が行われていた。
- ③ 工事用道路、G地区への進入道路及び歩行訓練ルートにおいて、伐採後の切り株を除却することなく、整地もせずに砂利を敷き詰めている。
- ④ H地区において、造成の際の盛り土が杜撰なため、降雨後に地中に溜まった水が抜かれていた*4。
- ⑤ H地区において、路盤材(砂利)をローラーで転圧後、発注者はもとより土質試験の専門業者の立ち会いもなく、施工業者だけで「現場密度試験」が行われていた。しかも、離れた複数の箇所を試験すべきところ、近接した箇所を選んで行うという不正が行われていた。
- ⑥ G地区への進入道路において、転圧不足のため降雨後に法面が一部崩れている。

*1: ヘリパッドは、底辺が直径75mの円形、上面の着陸帯が直径45mの円形、その外側に幅15mの無障害物帯(法面の傾斜約40度)というプリン状の形に造成されており、オスプレイの使用を想定した「オスプレイパッド」と呼ぶべきものである。

*2: 新たに建設されたヘリパッドは、N4地区(N4-1、N4-2の各1基)、N1地区(2基)、H地区(1基)及びG地区(1基)の計6基。N4地区の2基は2014年3月に完成し、2015年1月30日閣議決定により米軍に先行提供されている。N4地区は、高江集落に最も近く、県道から150メートル、民家から約500メートルしか離れていない。

*3: 『東京新聞』2016年12月27日朝刊

*4: 盛り土をする際の土の固さが不十分であるため、雨水が地中に吸収されて溜まっていたもの。近時ヘリパッドの法面から水が湧き出しているのが確認されており、大雨が降った場合に地盤が崩落する危険が指摘されている。



ヘリパッド建設に対する抗議活動の拠点となる「N1裏」テント



伊江島の土地闘争のなかで建設された団結道場

- ⑦ 工事用道路及び歩行訓練ルートにおいて、森林管理署が許可した設計以上に森林が伐採されている*5。
- ⑧ H地区において、赤土流出防止対策用の防護柵が設置されているが、降雨後に防護柵の下から赤土が流出していた。
- ⑨ G地区への進入道路において、沖縄県の赤土等流出防止条例に基づく赤土流出対策が一切施されていない。
- ⑩ N1地区において、着陸帯に張られた芝が剥がされている。

以上のような問題点の要因として、造成工事を受注したのが地元の造園業者であることもさることながら、返還式典に間に合わせることを最優先にして、法令違反や不備が黙認されていることが指摘されている。

◆ 沖縄差別との闘い

奥間氏が反対運動に参加する一番の理由は差別問題であり、不条理な差別との闘いに対する思いはひととき強い。「沖縄に基地を集中させること自体が差別である」、「差別さえ無ければ、基地も無くなります」というその言葉が重く胸に突き刺さった。

反戦平和資料館「ヌチドゥタカラの家」の訪問と伊江島の視察*6

2日目、伊江島に移動した。午前、一般財団法人「わびあいの里」・反戦平和資料館「ヌチドゥタカラの家」を訪問した。最初に第17回東弁人権賞を受賞された故阿波根昌鴻氏（1901-2002）の祭壇に一同合掌し、館長・謝花悦子氏より伊江島における土地闘争、平和運動などの歴史について語っていただいた後、資料館に展示されている記録・資料を見学した。午後、伊江島の戦跡などを巡った。

◆ 伊江島の土地闘争*7

「沖縄の基地問題は伊江島から始まった」と言われる。島民の3分の1（約1500人）が沖縄戦の犠牲になり、戦後は家屋の破壊、土地の強奪により強制的に立ち退かされ、その約63%が米軍に接収された。1953年に土地接収が通

告され、1954年に152戸の土地明渡が通告された。住民の嘆願をよそに、1955年には残った81戸の土地が強奪され、13戸の家が焼き払われ、ブルドーザーで破壊された。こうした暴虐に抗い、非暴力不服従、道理だけで「土地を守る」ために闘った阿波根氏は、反戦・平和運動の象徴とも言える存在である。その運動が後の「島ぐるみ土地闘争」に発展し、戦後の沖縄の土地闘争の原点になっている。

阿波根氏は伊江島で生き残ったが、沖縄戦でご子息を失い、3万坪余りの農地も米軍に奪われた。謝花氏は当時を振り返り証言する。「戦争が終わって2年後にしか帰されなくて」（慶良間諸島の収容所から帰還）、「帰ってみたらこの伊江島全体が飛行場になっておりまして」、「人間も殺されていない、家もない、土地もない」と。今辺野古や高江で闘っている人たちの中には、沖縄戦を体験した70代以上の高齢者が多くいるという。

◆ 伊江島補助飛行場の視察と戦跡巡り

米軍は1945年4月16日に南側の海岸線から上陸し、22日には伊江島を占領した。当時、島民のうち約4000人が残り、約1000人がニャティヤガマに身を隠したとされる。島内の壕、ガマには凄惨な集団死の悲しい歴史がある。そして公益質屋跡に今も生々しく残る砲弾跡が戦いの壮絶さを物語る。

伊江島補助飛行場を米軍機が年間およそ2800回離発着する。近時オスプレイの飛行訓練による振動や騒音が一層激しくなり、牛の早産・流産が日常化しているという。

一方、現在の伊江村の面積に占める米軍基地の割合は35.2%であるところ、復帰以降軍用地の地主に支払われている賃借料は毎年上昇している*8。黙認耕作地*9として賃借料と農作物による二重の収入を得る地主もいるなか、地主の高齢化と農業の衰退に伴い、その多くが賃借料に依存しているのが実情である*10。また、伊江島に新設された製糖工場は北部振興予算、集会場や小学校等の公共施設は防衛予算で建設されている。基地に反対の声を上げにくい

*5：歩行訓練ルートにおいて、設計上は幅3mのところを実際は幅4.6mで伐採されている。

*6：『琉球新報』2017年2月4日朝刊

*7：阿波根昌鴻著『米軍と農民—沖縄県伊江島—』岩波新書

*8：沖縄県知事公室基地対策課『沖縄の米軍及び自衛隊基地（統計資料集）』平成27年3月

*9：米軍が接収した軍用地のうち一時的に使用を認可された土地（1959年高等弁務官布令20号「軍用地の一時使用許可」）。名目上は軍用地として賃借されているにもかかわらず、実際には軍用地として使用されずに地主又は小作人が農耕等に使用している実態がある。

*10：伊江村の総人口4644人・世帯数2215世帯（2017年1月末現在）のうち、軍用地の契約に応じている伊江村地主会員は1374人（注：防衛省と直接契約している地主は含まれない）。

News & Topics

現実があるのは、こうした基地に関わる特殊な事情が背景にあると言える。

辺野古の視察

3日目の朝、辺野古の状況を視察した。当日は未だ工事が再開されていなかった（本調査後の2月7日から海上で大型コンクリートブロックの投入が再開されている）。

沖縄平和運動センターの訪問

3日目の午前、那覇市内に移動し、沖縄平和運動センターを訪問した。事務局長・大城悟氏より、山城博治議長らの逮捕勾留をめぐるこれまでの経緯や現在の状況などについてお話しいただいた。

◆ 山城博治氏らの逮捕勾留をめぐる事実経過

2016年10月17日、山城氏は、北部訓練場の敷地内の有刺鉄線を切断したとして、器物損壊の容疑で現行犯逮捕された。同年10月20日、山城氏は、同年8月25日に沖縄防衛局の職員の手をつかんで揺さぶり、右腕打撲等の怪我を負わせたとして、公務執行妨害及び傷害の容疑で再逮捕された。さらに、同年11月29日、山城氏は、同年1月29日頃に米軍キャンプ・シュワブのゲート前にブロックを積み上げて工事車両の進入と沖縄防衛局の業務を妨害したとして、威力業務妨害の容疑で再逮捕された。山城氏は、上記3件について全て起訴されている。

高江において計14名が逮捕され、そのうち山城氏ほか2名*11が長期にわたり勾留されている。2017年3月17日に3名の初公判が行われた。

◆ 不当勾留と抗議行動の弾圧

警察は、沖縄防衛局の職員の通報により、山から降りて来た山城氏を、県道上で準現行犯として逮捕したとされる。しかし、警察は、抗議市民らの米軍基地内への立ち入りについて静観していたという。

運動の中心を担ってきた山城氏は、大病を患い、半年間

の療養生活を経て、闘病を続けながら抗議行動の最前線に立っていた。病み上がりの山城氏は靴下の差入れを求めているが、当初は「自殺予防」を理由にこれも認められなかった。起訴後も山城氏に対する接見禁止決定は解除されず、初公判の1週間前まで家族との面会すら出来ない状況が続いた。それどころか罪証隠滅のおそれ等を理由に身柄拘束は約5カ月に及び、2017年3月18日、山城氏は逮捕から152日ぶりに釈放された*12。

器物損壊について、沖縄防衛局の被害が鉄線2本（価額2000円相当）とされているとおり、本件は検察の主張によっても微罪である。威力業務妨害についても、当時ゲート前で機動隊により一日に5、6回身体ごと強制排除されていたため、女性や高齢者の座り込みの代わりにブロックを置いたのが始まりで、1週間で多数の抗議市民らが積んだブロックが約1400個まで増えたところで押収された。しかし、それを10カ月後に蒸し返して山城氏を逮捕勾留するというのはいかにも恣意的であり、山城氏を現場に戻さないことにより抗議行動の萎縮を狙ったと見られても仕方あるまい。

山城氏らの長期勾留は、国際人権法の観点からも、「合理性」「必要性」及び「相当性」の要素を欠いた「恣意的」な抑留*13であることが指摘されており、政治権力に対して裁判所が機能していないことを示すものである。市民の表現行為に対する萎縮効果が憂慮される。

琉球新報社の訪問

3日目の午後、琉球新報社を訪問した。編集局長・普久原均氏と編集局次長・松永勝利氏より、高江における機動隊による強制排除及び取材妨害、オスプレイの事故報道についてご報告いただき、報道のあり方などについて議論した。

◆ 無法地帯—工事強行と強制排除—

2007年7月2日、沖縄防衛局は、北部訓練場に隣接する高江を取り囲むようにして新たに6カ所のヘリパッドの建設を開始した。

* 11：東京から高江の抗議行動に参加していた添田充啓氏は、2016年10月4日、沖縄防衛局の職員に対する公務執行妨害及び傷害の容疑で那覇空港において通常逮捕された。なお、添田氏は別件の刑事特別法違反でも起訴されている。また、稲葉博氏は、同年11月29日、山城氏と同様に威力業務妨害の容疑で逮捕された。

* 12：那覇地方裁判所はこれまで11回に及び保釈請求をいずれも却下し、最高裁判所は特別抗告を棄却した（2017年2月20日付け）。初公判後、那覇地方裁判所は公務執行妨害及び傷害について12回目の保釈請求を許可する旨決定し（2017年3月17日付け。なお、威力業務妨害については既に保釈が許されている。）、福岡高等裁判所那覇支部は同決定に対する抗告を棄却した（同月18日付け）。

* 13：「何人も、恣意的に逮捕され又は抑留されない。」（市民的及び政治的権利に関する国際規約第9条1項）。自由権規約委員会の一般的意見35号（CCPR/C/GC/35、2014年）パラグラフ12参照。



岩礁の上に横たわるオスプレイの残骸（『琉球新報』2016年12月15日朝刊）

その後、2016年7月10日の参議院選挙の翌11日、大型トレーラー等6台と機動隊が北部訓練場のメインゲートから機材を搬入し、ヘリパッド建設に向けた作業が再開された。

同年7月22日の未明から、抗議市民らが県道の中央付近に車両100台以上を並べて座り込むなどして、機動隊の結集に備える体制がとられた。しかし、県外から派遣された機動隊員約500人（沖縄県警を合わせると800人とも言われる）がN1地区ゲート前に押し寄せ、抗議市民と機動隊員が対峙する状況で激しくもみ合った末、抗議市民がごぼう抜きにされて排除された。この時、互いに困まれたら身動きができない状況のなか、圧迫され、意識を失い、あるいは負傷した抗議市民が救急車で搬送される事態に至った。さらに、同ゲート前に設置されたテントや車両が強制的に撤去され、鉄製のゲートが造られた。同日、沖縄防衛局はN1地区の工事に着手し、それ以降連日のようにダンプカーで砂利等の資機材が運び込まれた。

同年8月20日、抗議市民らが機動隊の大型車両と機動隊員の人垣の間に一時拘束された。

◆取材妨害

琉球新報は、連日高江に記者を派遣し、現場で起きていることを記録し続けた。時には機動隊員に記者の行動を監視されたり、県道上で写真撮影をしていた記者が機動隊員により両腕を羽交い締めになされ、抗議市民らと共に一時拘束されることもあった。翌日の紙面で取材妨害を批判すると、それ以降機動隊員は記者には手を触れなくなり、抗議市民だけを排除するようになった。もっとも、取材妨害は高江の現場に限ったことではなく、これまでも数限りなく受けているそうである。

◆報道のあり方

沖縄の新聞は偏向しているとの批判を受けるといふ。琉球新報は賛否の声を共に載せているが半々ではない。その理由は、①紙面の割合を半々にするとかえって世論をミスリードすることになる、②沖縄の基地問題は人権の問題（自己決定権の侵害）であると捉えているからである。そこには「沖縄の民意に反して基地建設を強行する現状は民主主義国としてあるまじきことであり、それを告発するのが報道機関の『監視者』としての役割であるから、賛否を半々で載せるという

のは新聞のかかる役割を放棄するに等しい」との思いがある。

◆オスプレイの事故報道

2016年12月13日、MV22オスプレイが名護市安部の沿岸部に「墜落」する事故が発生した。この事故について、米軍は「着水」、防衛省は「不時着水」とそれぞれ発表した。そして共同通信も「不時着」（その後「不時着して大破した」と報道した。これに対し、AP通信、ロイター通信、FOX TV、米軍の準機関紙「Stars and Stripes（星条旗新聞）」及び海兵隊の専門誌「マリノコプス・タイムズ」は、いずれも「墜落」と報道した。琉球新報は、映像に基づき、機体が真ん中から真二つに割れていること、プロペラが飛散し、尾翼も飛び散っているような状態であることなどから、「墜落」と報道した*14。

当初、意図的な「誤報」であるか否かは別として、米軍は事故現場がうるま市の沖合と発表していた。米軍は事故のあり方を矮小化し、隠蔽する形で発表することがこれまで何度もあったという。こうした経験から、琉球新報社には米軍の発表を鵜呑みにしない雰囲気がある。日本のメディアが防衛省の発表をそのまま報道する点に違和感を覚える所以である。

◆メディアに対する報道圧力と自主規制

琉球新報社には、政治的又は社会的な圧力により、あるいは政府の意向を忖度することにより、報道を自粛するあるいは萎縮するという空気はない。

沖縄の現状において、「政府にすり寄るようなことをしたら読者から見放される」、「基地の問題が人の生命・財産を脅かすくらい日常生活に重大な影響を及ぼすもの」であるから、「沖縄の人々のためにどういう報道を展開すべきなのか」を考えながら取材報道を行っているという。そこには、「読者に支えられた」新聞社としての確固たる理念がある。

◆沖縄の現状

沖縄では、憲法より安保条約・地位協定の方が重要であるということをいつも味合わされるという。「こと沖縄については法治国家と言えない状況」、「政府の姿勢には法治国家である前に主権国家であるという意識が乏しい」。これが多くの沖縄の人々が抱えている実感ではないだろうか。

*表紙裏にカラー写真を掲載しています。

* 14：『琉球新報』2016年12月14日朝刊

シンポジウム「これからの男女共同参画社会のあり方を考える」開催報告

男女共同参画推進本部委員 小林 香織 (68期)

当会主催のシンポジウム「これからの男女共同参画社会のあり方を考える」が2017年1月6日、弁護士会館クレオにおいて開催された。新春の時期ではあったが、市民、弁護士など参加者は180名をかぞえ、会場は熱気に包まれていた。

1 冒頭、小林元治東京弁護士会会長（当時）は、男女共同参画社会の実現が政府の重要課題として進められている一方で、世界経済フォーラムが発表している各国のジェンダー・ギャップ指数では日本は2015年の101位から2016年は111位と後退していることを紹介し、日本の社会全体でまだまだ改善すべき点が多くあることを指摘し、これからの男女共同参画社会のあり方について考えることの意義を明らかにした。

2 第1部の基調講演では、元厚生労働事務次官村木厚



基調講演



会場の様子

子氏より、現状の分析と政府の政策及び男女共同参画の動きについての解説がなされた。村木氏は、2060年までに生産年齢人口が現在の2分の1近くまで急減することを指摘し、この対処方法には①現在活用されていない女性や高齢者、障がい者のパワーを活かす、②出生率を上げ2060年以降の現役世代を増やす、という2つがあり、男女共同参画の推進が手段としていずれに対しても大変有効であるとした。そして、いま必要なのは「女性への配慮」よりも男女を問わない「働き方改革」である、ということが豊富なデータや村木氏自身の経験談などをまじえながら示され、満席の会場では力強く頷きながら聞き入る参加者の姿が多く見られた。

3 続いて、浦岡由美子当本部副本部長より、2011年10月制定の当会第一次男女共同参画基本計画の成果、及び、昨年10月に策定された第二次男女共同参画基本計画についての報告がなされた。



パネルディスカッション

4 第2部のパネルディスカッションでは、北城恪太郎氏（経済同友会終身幹事、日本アイ・ビー・エム株式会社相談役）、竹信三恵子氏（和光大学教授）、齋藤義房当本部本部長代行の三氏が登壇し、太田治夫当本部事務局長による司会のもと、男女共同参画の意義、現状の問題点の分析と今後の方向性について意見交換を行った。

北城氏からは、経営者としての視点から、ダイバーシティ向上によるイノベーションの推進の必要性、社会における女性の活躍の効用、社外取締役・監査役として女性弁護士が役員となることの利点が示された。竹信氏からは、女性活躍の基礎として女性の生活の安心、具体的には貧困や暴力の防止が不可欠であることが示され、DVや労働環境など取り組むべき課題が挙げられるとともに、女性が声を上げられる社会の実現には牽引役として女性弁護士が活躍できるシステムの強化が必要であるとの指摘がなされた。40年以上子どもの権利委員会で活動している齋藤本部長代行からは、子どもの非行の背景には夫婦の不和があることが多いとの指摘があり、夫の家事・育児参加は親自身の成長・夫婦関係の安定・子の発達に資するのみならず、子が家事・育児に参加する父親の姿を見て育つことにより日本社会の意識改革につながるとの知見が示された。

また、パネラーの発言を受けて、会場から村木氏が、司法の政策決定に女性が参画することの重要性と女性

の低賃金の弊害を実感したとの感想を述べ、山浦善樹会員（元最高裁判事）からは、これまでの自らの体験を踏まえ、生い立ちや生活環境によって刷り込まれた「男にとっての居心地の良さ」を変えるには日頃からの社会教育と生涯を通じてのトレーニングしかないとの意見が出された。

5 最後に、芹澤眞澄当会副会長（当時）より、男女共同参画社会の実現に向け、人権擁護と社会正義の実現を使命とする我々弁護士がまずは規範とならねばならないとの強い決意が示された。そして、東京弁護士会は、第二次男女共同参画基本計画を策定して会内での実現を目指すとともに、弁護士会の外でも、社外取締役就任という形での企業的意思決定過程への参画及び労働問題への積極的な取り組みなど、様々な角度から、個々の弁護士が男女共同参画社会の実現を支えるべき立場にあり、今後一層その役割をはたしていかなければならないとの話があった。

6 個人がその性別にかかわらず個性と能力を発揮する男女共同参画社会の実現は、まさに個人の尊重や法の下での平等という憲法理念の実現である。今回のシンポジウムは、男女共同参画推進は我々弁護士が積極的に取り組むべき重要課題であるという認識を会の内外で共有する絶好の機会となった。

1 共謀罪の本質は何か？

この原稿が掲載される4月には、東京オリンピック・パラリンピックに向けたテロ対策を理由とする、「テロ等組織犯罪準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案が国会に上程されている可能性が高い。

我が国の刑事法は、人権保障の観点から、法益侵害に向けられた具体的危険性ある行為、そして法益侵害の結果が発生する結果犯を処罰するのを原則とし、未遂犯の処罰は例外であり、さらに予備罪や陰謀・共謀罪は重大な犯罪について極めて例外的に処罰されるに過ぎない。

これは、人権保障と国家の刑罰権の調整から導かれるものであり、国家の恣意的な刑罰権行使による人権侵害を排除し、刑事法の人権保障機能を十全に果たすための基本原則である。

ところが、共謀罪は、長期4年以上の多くの犯罪について、犯罪遂行の合意（共謀又は計画）そのものを処罰するもので、法益侵害の具体的な危険性が何ら存在しない段階の合意の成立だけで犯罪が成立する。この点で、共謀罪は、我が国の刑事法の基本原則や法体系に反し、刑法44条の趣旨を空文化し、国家の処罰権が過度に強化されることとなり、人権保障機能を危うくするものである。

そして、その成立要件が極めて曖昧なため、共謀罪は、捜査機関の恣意的な解釈・運用により、捜査機関が摘発したい団体の構成員を狙い撃ちした逮捕・捜索によって当該団体にダメージを与え、その結果結社の自由や表現の自由はもとより、思想信条の自由という内心の自由をも侵害されるおそれがある。

2 新たな共謀罪法案「テロ等準備罪」法案は過去の共謀罪法案と違うのか？

共謀罪法案は、過去3度国会に上程されたが、3度とも廃案となった。その危険な本質が広く国民に認識され、「市民団体や労働組合も対象になる」等の強い批判がなされ、広範な反対世論が巻き起こったからである。

では、新たな共謀罪法案は、過去3度廃案となった共謀罪法案と本質的に異なるものであろうか？ 確かに

新たな共謀罪法案は、対象となる団体を「組織的犯罪集団」に限定し、「準備行為」を新たに処罰条件とするなど、過去の共謀罪法案との違いはある。これをもって、安倍首相らは「過去の共謀罪法案とはまったくの別物」「一般の市民は対象にならない」と繰り返し強調している。

しかし、「組織的犯罪集団」か否かは、まずは捜査機関が判断することになる。そして、本年2月法務省は、市民団体や労働組合などとも正当な活動をしている団体が犯罪を行う団体に性質が一変したと認められる場合は、「組織的犯罪集団」に当たり得るとの見解を明らかにした。この見解からすれば、捜査機関の解釈や裁量によっては、一般の市民も新たな共謀罪法案の対象になり得ることになる。結局、「組織的犯罪集団」という要件は、新たな共謀罪の適用範囲や対象を絞りその濫用を防止するための要件足り得ない。

また、「準備行為」の要件は、アメリカの州法にある顕示行為（「Overt Act」）を取り入れるものである。しかし、アメリカの裁判例では、共謀を裏付ける何らかの客観的行為であれば足り、必ずしも犯罪的とは言えない行為も「準備行為」と判断されている。この基準によると、謀議との相関関係によるものであるとしても、極めて広範であるため、「準備行為」の要件も、新たな共謀罪の適用を限定しその濫用を防止するための十分な要件足り得ない。

3 やはり今回も廃案にすべき

当会は、過去の共謀罪法案について、3度にわたって法案成立に反対する会長声明を発表してきた。今回の新たな共謀罪法案についても、本年1月11日付で国会に上程に強く反対する会長声明を発している。

新たな共謀罪法案も、その危険な本質は過去の共謀罪法案と何ら変わりはなく、これが成立してしまうと、通信の傍受に関する捜査権の拡大などと相まって、市民生活に対する監視が強化され、メディアへの圧力やその自主規制の兆候が見られる昨今においては、逼塞した極めて住みづらい社会が現出されかねない。当会は、日弁連等とともに、その成立に反対する活動をさらに積極的に展開すべきである。

あっせん人列伝

第9回 矢吹公敏 会員(39期)



(聞き手：紛争解決センター運営委員会委員 小川亮太郎)

Q1 当センターに向いている事件はどのようなものですか。

ADR一般の話にもなりますが、当センターの手続は迅速性・柔軟性・秘密性・低廉性・専門性といった点で裁判よりも優れていると思います。

迅速性は、長期にわたってあっせんを行っても中々まとまることはないこともあり、私があっせん人を務めるときは3ヶ月くらいで結論が出せるように両当事者と話しています。

柔軟性については、当事者の希望に沿ってなし得る解決方法を模索できます。

秘密性を挙げたのは、裁判が原則公開であるのと異なり、当事者のみの参加で非公開の手続といえるからです。

また、ADRは、裁判と比べて費用を抑えることができるケースが多く、低廉性を有していると思います。

専門性については、当センターでは医療ADR・金融ADRがあり、また専門分野に応じてあっせん人があるので専門性を要求される分野にも対応できます。

Q2 当センターの良さはどのような点で出ますか。

ADRは、一般に金銭面での問題解決に適していると言われていています。それ以外にも、第三者の意見があれば解決する事件にも適していると思います。

例えば、インターネット上の誹謗中傷行為等により、プロバイダへの発信者情報開示請求がされることがあります。この場合、プロバイダは発信者と請求者との板挟みになるため、公正な第三者の意見を踏まえて開示するか否か検討する必要があります。実際、私がプロバイダの代理人を務め、当センターに申立てをしたところ、開示すべきという意見を早期に出してもらい、プロバイダは発信者情報開示請求に応じたことができました。

このように第三者の意見を必要とする事件の手続として当センターのADRを利用することも可能だと思います。紛争の最終的な解決手段としては裁判になるか

もしれませんが、裁判に至らずに解決する手続として簡易に利用できるメリットがあると思います。

Q3 あっせん人として心がけていることは何ですか。

私は、目標としてあっせん手続を3回で解決することを心がけています。そのためには1回の期日を充実したものにすることが必要であり、あっせん人としても事前の準備が必要です。申立書をよく読み、事実関係や争点の把握をします。また、不明な点については、第1回期日までに調査を終えておく必要があります。

ADRは勝ち負けをつける手続ではなく、当事者が話し合いによって解決することを促す手続ですから、双方に解決の意欲を高めさせる必要があります。私は、最後の金額の調整以外では、原則として双方対席で行い、双方の話をよく聞くように心がけています。また、紛争になるときは、法的な問題だけでなく、感情の問題もあります。そうしたケースでは、申立人・相手方がそれぞれの相手の気持ちを理解することが大切だと感じています。そのため、双方に争点について意見を交換してもらい、互いの理解を深めて、解決の糸口を考えてもらいます。あっせん人は聞き手となり、不明な点を確認していきます。そうすることで、双方の理解が深まり、解決していくと考えています。私は、説得するのではなく質問をすることで解決するように心がけています。私があっせん人をするときは期日の6割位は当事者同士の話し合いに当てます。

このように期日に当事者に話し合いをしてもらうためには、当事者にも事前の準備をしてもらう必要があります。そのため、あっせん人としても期日前に当事者に質問をするなどコミュニケーションをしっかりとっておく必要があると思います。こうしたことを心がけているからかうまく解決することが多いと感じています。

矢吹公敏会員プロフィール

日本国(1987年登録)および米国ニューヨーク州(1992年登録)弁護士。東京弁護士会、米国弁護士協会(ABA)、ニューヨーク州弁護士会(NYSBA)所属。現在、当センターあっせん・仲裁人。

近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第50回 東京高裁平成28年11月2日判決（長澤運輸事件）

〔労働判例1144号16頁〕

労働法制特別委員会委員 太宰 未桜 (62期)

1 事案の概要

- (1) 本件は、輸送事業を営むY社を60歳で定年退職した後、Y社との間で期間1年の有期労働契約を締結し、嘱託社員として就労しているXら乗務員3名が、無期労働契約を締結する正社員乗務員との間に、有期雇用であることを理由とする不合理な労働条件の差別を禁止する労働契約法20条違反があるとして、Y社に対し、主位的に、正社員たる労働契約上の地位にあることの確認及び差額賃金の支払い、予備的に不法行為に基づく差額賃金相当額の損害賠償金の支払いを求めた事案である。
- (2) Y社の正社員乗務員には、職務給、精勤手当、住宅手当、家族手当、役付手当及び賞与が支給されていたが、Xら嘱託社員（定年後再雇用）乗務員には、これらの手当・賞与が支給されていなかった（以下「本件相違」という）ため、Xらの定年後の賃金は、定年前に比べて年収ベースで2割前後減額となっていた。
- (3) 原審（東京地裁平成28年5月13日判決〔労判1135号11頁〕）は、Xらの主位的請求を認めた。

2 裁判所の判断

本判決は、労働契約法20条につき、以下のとおり判断して原判決を取り消し、Xらの請求を棄却した。

- (1) 労働契約法20条の「期間の定めがあることによ

り」という文言は、使用者が専ら期間の定めの有無を理由として労働条件の相違を設けた場合に限定して解すべき根拠は乏しい。本件において、Y社が、高年齢者雇用安定法が定める選択肢の1つとしてXらと有期労働契約を締結したのは、賃金節約や雇用調整を弾力的に図る目的もあるものと認められ、本件相違が期間の定めの有無に関連して生じたものであることは明らかである。

- (2) 有期契約労働者と無期契約労働者の間の労働条件の相違が不合理と認められるか否かは、①職務の内容、②当該職務の内容及び配置の変更の範囲、③その他の事情を幅広く総合的に考慮して判断すべきである。

本件において、上記①及び②は、Xらと正社員とでおおむね同じである。上記③について、定年の前後で上記①及び②が変わらないまま相当程度賃金を引き下げることが広く行われており、また、Y社の運輸業の収支が大幅な赤字となっていることを考慮すると、Xらの賃金が年収ベースで2割前後減額になっていることが直ちに不合理であるとは認められない。

Y社が正社員と嘱託社員との賃金の差額を縮める努力をしたことに照らせば、個別の諸手当の支給の趣旨を考慮しても、なお嘱託社員への不支給や支給額が低いことが不合理であるとは認められない。また、組合との間で定年後再雇用者の労働条件に関する一定程度の協議を行い、その改善を実施したことも考慮すべき事情である。

以上によれば、本件相違は、労働者の職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他

の事情に照らして不合理なものであるということとはできず、労働契約法20条に違反するとは認められない。

3 本判決の検討

(1) 原判決及びハマキョウレックス（差戻審）事件 控訴審判決との比較

原判決は、有期契約労働者と無期契約労働者との間に相違を設けることは、その相違の程度にかかわらず、これを正当と解すべき特段の事情がない限り、不合理であるとの評価を免れないとしたうえで、本件において、嘱託社員と正社員との間に上記①及び②に全く違いがなく、Y社の主張した各事情も、賃金に相違を設けることを正当と解すべき特段の事情とは認められず、本件相違は、労働契約法20条に違反するとした。

これに対し、本判決は、上記のとおり、正社員と定年後再雇用の嘱託社員とでは上記①と②はおおむね同じだが、定年後再雇用者の賃金が減額されるというわが国の通例、Y社の経営状況と減額幅縮小に向けた努力、Xらの賃金減額割合等を本件相違の合理的な理由として、労働契約法20条違反を否定している。

なお、正社員のドライバーと契約社員のドライバーとの労働条件（賃金）の相違の不合理性が争われたハマキョウレックス（差戻審）事件控訴審判決（大阪高判平成28年7月26日〔労判1143号5頁〕）は、両者の間には業務内容自体に大きな相違はないが、広域移動や人材登用の可能性といった人材活用の仕組みの有無に基づく相違が存す

るとして、その不合理性を個々の労働条件ごとに慎重に検討し、諸手当の一部について不合理な差別を認定している（上告審に係属中）。

(2) 「同一労働同一賃金」に向けた動き

正規雇用と非正規雇用の賃金格差は、男女の賃金格差と同様に大きな社会問題となっている。政府は、総理大臣の諮問機関として「働き方改革実現会議」を設置し、また、厚労省には「同一労働同一賃金の実現に向けた検討会」も置いて、わが国における「同一労働同一賃金」のあり方、正規・非正規という雇用形態の解消に向けた検討を進めているが、2016年12月には「同一労働同一賃金ガイドライン案」を公表し、その内容の立法化の議論も開始された。同ガイドライン案では、「無期雇用フルタイム労働者と定年後の継続雇用の有期雇用労働者との間の賃金差については、実際に両者の間に職務内容・配置の変更範囲、その他の事情の違いがある場合は、その違いに応じた賃金差は許容される」とする一方で、賃金の種目（基本給、諸手当、賞与等）ごとに差別の合理性を検討するよう求めている。

(3) 本件は上告されており、定年後再雇用者に対する賃金相違はどの範囲まで肯定されるのかが大きな争点となろう。なお、近時の関連判例としては、X運輸事件・大阪高判平成22年9月14日〔労経速2091号7頁〕、ニヤクコーポレーション事件・大分地判平成25年12月10日〔労判1090号44頁〕、L社事件・東京地判平成28年8月25日〔労判1144号25頁〕などがある。

事例報告

無罪事例報告

刑事弁護委員会委員 徳永 裕文 (67期)

平成28年11月10日、東京地方裁判所で無罪判決を獲得しましたので、その概要をご報告します。

1 事案の概要

本件の罪名は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律違反（以下、「医薬品医療機器等法」とします）、関税法違反です。

事件の内容としては、依頼者であるAさんが、海外のインターネットサイトを通じて医薬品医療機器等法で指定された薬物を注文し日本に輸入した、という疑いがあるというものでした。その指定薬物が日本に到着した後、税関が発見したことで事件が発覚しました。

Aさんは本件の容疑で逮捕され、当会元会員（現在静岡県弁護士会所属）の寺岡俊弁護士と共に、被疑者段階から私が弁護人として選任されました。

2 捜査段階における活動

Aさんは、初回接見の段階から私達に対して、「違法な薬物であるとは知らなかった」と述べていました。そのため、公判では主として故意（違法薬物の認識）が争点になることが予想されました。

そこで、取調対応としては黙秘させることを選択しました。寺岡弁護士と交代でできる限り連日での接見を実施し、黙秘させ続けることに集中しました。

3 身体拘束からの解放活動

Aさんは、仕事柄、特に身体拘束からの早期解放が必要な方でした。そのため、ご家族との連絡や、仕事に関する資料収集、資産に関する資料収集を行い、当初から様々な身体拘束からの解放手段を講じました。しかし、いずれも奏功しませんでした。

起訴直後に保釈請求をしましたが、これも却下されました。

ただ、直ちに保釈却下決定に対する準抗告を申し立てたところ、認容され、保釈されました。

決定書を読むと、法89条4号には該当するが、本件の証拠構造等に照らすと、罪証隠滅の蓋然性及び実効性はそれほど高くない、とありました。これに加えて、Aさんの妻や父から身元引受書を得たり、仕事における早期解放の必要性を添付資料と共に説いたりしたことが功を奏したと考えられます。

4 公判での活動

起訴後は、故意が争点となり、第一回公判後、数回にわたり打合せ期日が行われ、公判前整理手続に近い形で争点と証拠の整理が行われました。

直接証拠がないため、検察官は、間接事実を積み上げることにより故意を立証するという方針でした。

検察官が主張立証する間接事実は多岐にわたっていますが、そのうち特に重要なものを挙げると次の3点になります。①Aさんは本件の注文以前に2回、本件と同じ指定薬物を同じ業者から輸入し、これを使用

しており、その薬理効果を実感していること。②販売サイトには日本語訳をすると「中身がわからないようにお届け」と記載され、過去2回の輸入のインボイスにも品名が「カークリーナー」などと虚偽の記載がなされていること。③わざわざ海外で購入していること。

弁護側の方針としては、上記の間接事実を立証するための証拠は客観証拠ばかりで、これらの事実の存在自体を争うことは難しいものと考えました。したがって、それらの間接事実群の推認力を弾劾することがメインの主張になりました。

また、客観的証拠であっても、紙の報告書として出てくるよりはましになるだろうという考えで、客観的証拠であっても不同意意見を述べました。その結果、報告書を作った捜査官や国際宅配便の業者などの尋問が実施されました。信用性を争う（いわゆる「殺す」）尋問ではありませんでしたが、こちら側に有利な事実を明確に引き出した部分もあり、やはり客観的証拠であっても不同意にした価値はあったものと考えています。

また、③に関しては、Aさんは本件の指定薬物に限らず、海外サイトから頻繁に日用品などを購入していたので、その事実を立証するための証拠を弁護側からも提出しました。

5 判決

判決主文は、被告人は無罪というものでした。

理由は、検察官が主張立証する間接事実はいずれも推認力が強くなく、これらを束ねても被告人に故意があったと認めるには合理的な疑いが残るというものでした。

判決は、検察官の主張する間接事実を1つ1つ検討していましたが、本稿では、上記①ないし③に対して判決がどのような評価を加えたのかをご紹介します。

まず、①に対しては、「被告人の故意を推認させる

方向に働く間接事実」としつつも、薬理効果の感じ方は人によって様々であること、Aさんには薬物前科前歴も問題行動歴も無くその経験上比較対照するものがなかったこと、過去2回の輸入及び使用で問題行動を起こしたという形跡もないことから、Aさんが具体的にどのような薬理効果を感じたのか判然とせず、推認力がそれほど強いとはいえない、と評価しました。

②に対しては、サイトにそのような記載があるといっても、他の言葉とともに英語で小さく記載されていることなどから、Aさんがこの記載を見たとはいえない（なお、Aさん自身も見っていないと供述）こと、インボイスについても、インボイスを書いたのはあくまで販売業者でありAさんではないこと、経験則上注文者がインボイスを精査するとも限らない（なお、Aさん自身も見っていないと供述）ことから、そもそもこれらの記載をAさんが見たとは認められず、これらの事実が故意を推認させるとは言いがたい、と評価しました。

③に対しては、①と同様、「被告人の故意を推認させる方向に働く間接事実」としつつも、Aさんが海外サイトからそれなりの頻度で商品を購入していることや、送料込みの購入代金がそれほど高くないことなどからすると、推認力がそれほど強いとはいえない、と評価しました。

なお、検察官の控訴はなく、確定しています。

6 感想

判決の内容は、間接事実型の実事認定における弁護活動において、非常に示唆に富んだものでした。

とりわけ判決の間接事実の分析はかなり丁寧であったため「その証拠から直接認められる事実」は何かを、丁寧に検討する必要があることを実感しました。

また、捜査段階で黙秘をアドバイスし、Aさんにも頑張ってもらったことで、余計な供述を残さなかったことも今回の良い結果に結びついたと考えています。

第68回

弁護士業務支援ホットラインにて活躍する弁護士に聞く

聞き手：新進会員活動委員会委員 元澤 武 (65期)

新進会員活動委員会では、各分野で活躍している弁護士へのインタビューを行っています。今回は、趣向を変えて、日本弁護士連合会若手弁護士サポートセンターによる若手弁護士サポートのための「弁護士業務支援ホットライン」にて、若手弁護士へのサポートにご尽力、ご活躍されている福崎聖子会員(54期)と杉村亜紀子会員(55期)にお話を伺いました。

※本記事は2017年2月1日現在の情報をもとにしています。

— 弁護士業務支援ホットライン（以下「ホットライン」という）とはどのようなものですか。

弁護士登録5年目以内のすべての弁護士を対象として、民事・刑事を問わず、日々の弁護士業務に関すること、弁護士倫理に関すること、経験したことのない問題への対応方法、所属事務所内での悩み、独立開業に関する悩みなどあらゆることを幅広く相談を受け付けています。

現在、毎週火曜日と木曜日、火曜日は12時から14時まで、木曜日は17時から19時までホットラインを開設しています。また、相談は、基本10年以上の弁護士業務経験を持つ弁護士が2名体制で担当し、相談内容に応じて回答に適した担当弁護士が回答をすることになっています。事件等に関するご相談の場合は、守秘義務に抵触することのないようお願いして相談を受けています。もちろん相談担当者側も相談の秘密は厳守します。相談は1回につき20分程度です。

— ホットラインはどのような経緯で開設されることになったのですか。

日弁連の若手弁護士サポートセンターで、若手の業務サポートを何かできないかという話の中で、即独した弁護士であったり、同じ事務所内でもなかなか相談ができなかったりして困っている若手の弁護士がいるという話が出ました。法テラス内で、スタッフ弁護士が利用できる業務サポートの電話相談があると聞き、そのような取組みが弁護士

会としてもできると良いだろうという話になりました。若手弁護士にとっての兄弁、姉弁のような感じで気軽に相談してもらえる場所を作ろうということで、電話による相談受付とすることで気軽に利用しやすくしました。

日弁連として行うことで、同じ弁護士会だと知り合いであったりして相談しづらくなるというデメリットをなくし、相談しやすくすることも狙いの一つとしてありました。

このような経緯で、パイロット事業として、2016年の3月からスタートをさせました。

— これまでにどれくらいの数の相談が寄せられたのでしょうか。

これまで、ホットラインには、2016年3月29日から2017年1月26日までの間に、合計で146件の相談が寄せられました。

— これまでの相談はどのような内容のものがあったのでしょうか。

詳しい相談内容は守秘義務があるためお教えできませんが、民事事件や刑事事件の手続に関する相談、事件処理に関する相談、刑事事件における書類の提出方法や提出先に関する相談、弁護士倫理に関する相談、独立に関する相談、人間関係に関する相談等多岐にわたっています。

相談者の属性も、即独した弁護士、大規模事務所所属する弁護士、インハウスローヤーなど様々です。

写真右から

福崎 聖子 会員 (54 期)

杉村 亜紀子 会員 (55 期)



— これまでの相談の中で印象に残っている相談はありますか。

この相談が特にというものはありませんが、ベテランの弁護士でも悩むような問題を相談されることもありますし、基本的な内容を相談されることもあります。また、地方の刑事事件に関する手続的な相談などは、所属している弁護士会の委員会等にお問い合わせの方が良いだろうと思うものもあります。その時は、そのようにアドバイスさせて頂いています。

相談される若手の方々は、皆、このままでいいのかな、もっと何かできることがあるのではないかと考えて相談してくれているのだと思います。皆、やる気があり、誠実に仕事をしようとしているのだな、という良い印象です。

— 相談を受けていく中で感じた若手弁護士に関する問題点などはありますか。

以前は、先輩の弁護士の仕事を見て覚えたり、相談をしながら学んで行くことができましたが、最近では若手が若手を雇っているような場合があるので、聞かれた方も分からないのではないかと感じることがあります。また、特に刑事事件について、修習のときに経験できている人とできていない人の差も出てきているのかなという印象です。最後まで見て経験できていれば、どこに何の書類を提出すれば良いのかといったことは分かると思います。

相談の内容が多岐にわたっているのと同じように、相談内容のレベル感もまちまちです。基本的なことから難しいことまで本当に多岐にわたっています。相談内容が基本的だから問題というのではなく、どこに聞いたらいいのかも分からないという状況が出てきていることが問題なのではないかと思っています。

電話をかけ相談してくれる若手は、自分が分かっていないことを分かっています。一方で、問題なのは自分が分かっていないことを分かっていない人ですね。

こういった状況だからこそ、ホットラインでは対象とする相談の間口を狭めていません。何でもよいかから電話してほしいです。

これからもこの活動は継続すべきだと感じています。

— 日弁連の若手弁護士サポートセンターのその他の活動についても教えて下さい。

若手弁護士サポートセンターには、独立開業支援部会、夢実践部会、女性会員・女性修習生支援部会という部会があります。独立開業マニュアルの作成、独立開業支援チューター制度の実施、弁護士業務とそれ以外の分野での活動のシナジー効果による多様な弁護士の在り方の検討、女性弁護士のための就職支援活動など、様々な活動をしています。

ホットラインも、その活動の中で生まれたものです。今後も、若手弁護士のサポート活動に積極的に取り組んでいきます。

— 最後に若手弁護士へのメッセージをお願いします。

相談の内容が基本的なことだったとしても、一所懸命考えて仕事をやろうとしているんだなと分かると、親切に教えてくれる弁護士は必ずいます。一人で悩まずに、委員会活動に参加したり、積極的に外に出たりするなどして、人との繋がりを持ってほしいと思います。

こんなこと聞いて大丈夫なのかなと思うようなことであっても、何でも弁護士業務支援ホットラインに電話してほしいです。お待ちしております。

「弁護士業務支援ホットライン」

電話番号：080-7854-1212

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

39期(1985/昭和60年)

ガラパゴスでも充実していた修習時代

会員 鈴木 清明 (39期)

研修所は、湯島の旧岩崎邸別邸の敷地内にあった。期間は昭和60年4月から昭和62年3月までの2年間で、バブル経済の初期だった。起案はB版縦書きの罫紙に、手書きで行っており、修習は月曜から土曜までで、月額15万円弱の給与を支給されていた。

私の実務修習地は東京で、全体96名が四班に分けられ、私は刑事、弁護、民事、検察の順に修習する班に所属し、人数は16名であった。

裁判所、検察庁もそうだが、弁護修習でも、現在のような事務効率化は行われていなかった。書面は手書きないしは和文タイプで作成されており、ワープロも使われ始めていたが、かなり高額でまだそれほど普及していなかったように思う。ファックスもやっと使われ始めたころで、パソコンなどはなく、メールはもちろん携帯電話などは影も形もない時代で、依頼者との連絡は電話か手紙で行われていた。

そんな時代であったが、研修所では、実務家法曹教育を、法曹三者の現役の教官から受けられるということで、毎日が刺激にあふれていたように思う。

実務庁でも大変手厚い指導をしていただいた。

刑事では、ホテル火災事件、爆発物取締法違反事件などを担当している部に配属になった。科学警察研究所での爆破実験にも立ち会わせていただいた。

刑事弁護では、勾留に対する準抗告申立事件の起案をしたことが印象的だった。指導担当の弁護人と方針を検討し、自宅で、副本のためにカーボン紙を使い、訂正、訂正で半分徹夜のようにして起案し翌日提出した。後日、勾留は取り消されたそうで、原稿を清書しただけのような起案だったのに、お褒めに与かり、大変

うれしく思った。

民事では、東京拘置所での出張証人尋問の傍聴をしたり、単独法廷で裁判官の隣に座らせていただくこともできた。証拠調べ後の和解に臨む裁判官の考え方を教えていただく貴重な機会にも恵まれた。

検察では、論告求刑のために、犯罪類型ごとの量刑資料など、弁護士となった今では見ることのできないものも見せてもらった。また、大学病院での司法解剖の見学や、競馬場での警察官のスリ捜査など貴重な現場体験をさせてもらった。獲物を狙う眼でも、スリと痴漢では異なるそうで、スリ眼とエロ眼とよぶことなどを教わった。

実務の現場ということで、事件記録の扱い方や、事件関係者に対する態度などについては、大変厳しく指導された。

弁護士志望の者にも、裁判所、検察庁のいずれでも、手厚く指導をしていただいたのは、同じ法曹の道を進む者として将来の法曹界をきちんと担って欲しいとの愛情によるものだったのだと思う。

また、研修所時代の友人は、法曹になるという共通の目的を持ち、法曹三者いずれの道に進む者であっても、互いに、親しくつきあうことができた。同期、同クラス、実務修習でも同じ班、弁護士になっての会派も一緒、互いに結婚式の司会をするという友人に巡り会えたのも、修習生活のお陰だと思っている。

こうして振り返ると、39期はガラパゴスな時代ではあったものの、実務家の方々の愛情と熱意ある指導を少数で受けられたという古き良き修習期だったと改めて思う。



会員 荘加 大策

吾輩は人間である。

1 人工知能の発達

昨今、今までにも増して、人工知能やロボットというものを至るところで目にする。

古くは工業の機械化により、効率的な生産が可能となり、人間が機械に取って代わられたなどという話は小学校の教科書にも書いてあることだが、最近では自動車が自動運転を始めたり、ロボットが受付をやっていたりする。囲碁や将棋でも、人間がコンピューターに敗北する時代だ。先日テレビで見かけたのだが、人工知能が歴史上の有名な画家の絵を学習し、その画家の画風で絵を描いたりできるそうだ。今や、こうした人工知能は、芸術の分野にも進出するほどの拡大をみせている。

2 忘れられない言葉

さて、いきなり何の話かと思われた方もいると思うが、私は別に「人工知能の展望とその危険」などと題した論文を書きたいわけではない。私が、こうした前置きを書かせてもらったのは、修習時代の忘れられない言葉があるからである。それは、教官が仰っていた、「法曹という仕事は、ロボットやコンピューターではできない仕事だ。そういったものにとり代わられることのない人間にしかできない仕事。だから、やりがいも楽しさも、責任もある。そのことに誇りを持って頑張る欲しい」といった言葉である。

こういった視点から法曹という職業を見たことがなかった私は、強く感銘を受けた。

3 法曹の仕事

依頼者との相談という仕事のスタート地点のみを例にとってもこれは明らかであろう。まず、依頼者のところに「足」を運ぶ必要がある場合もある。そして、依頼者の話を「耳」で聞き、資料等を「目」で見、必要な質問や指示や助言を「口」にする。こういった作業は、もしかしたら技術の進歩によっては人工知能等でもこなすことができなくなっていくかもしれない。しかし、事情は千差万別であるから、過去の類似事件のデータベースを持っていても、本件において適切な情報収集や

判断・助言ができるとは限らない。それに、相談というものには単に作業として行えばよいというものではない。人間が相手なのだ。依頼者の感情的な部分を感じ取る必要もあるし、不安等で混乱している依頼者を安心させたりするために、堂々とした態度をとったり笑顔を見せたりする必要がある場合もあるだろう。時には信頼関係を深めるため、一緒に食事をしたり、雑談をしたり冗談を言うことだって必要だ。この全てをロボットができるだろうか。

そして、当然、このあとの方針の決定や、和解交渉や訴訟業務はもっと複雑なものなのであり、臨機応変な判断を求められる場面が多々あることから、人間にしかできない仕事であることは明らかであろう。

4 法曹としての勉強＝人間生活

私の勤務する事務所のボスがこんなことを教えて下さった。「全てのことが弁護士としての勉強。知って無駄なことなんて一つもない」と。私は全くそのとおりであると思った。弁護士はこの世に存在するありとあらゆるジャンルの事件や人間を相手にすることになる。そのときに、少しでもその分野のことを知っていれば、依頼者の信頼を得やすいし、効率よく話も進められるというものである。また、知ったことの全てが経験則となり、合理的で的確な判断・主張が可能となる。

このように、心を持ち、人間としての生活の中にしかないものを感じ学び取ることでできる人間こそが法曹として必要な勉強もできるのである。

5 吾輩は…

以上のように、法曹として必要な勉強と法曹がすべき仕事は、まさに人間が人間として人間の心を持って生きているからこそできるものであるといえる。これは決して、打ち込みのデータと演算で真似できるものではない。

吾輩は人間である。名前はまだ（売れて）ない…。

だがしかし、私は誇りを持ってこの仕事をしていきたいと考えている。

『Q&A 障害者差別解消法』

野村茂樹, 池原毅和 編 生活書院 1,600円(本体)

日本社会での尊厳と多様性の実現を願って

会員 児玉 勇二 (23期)



「障害者の権利に関する条約」は、2014年1月の批准により、同年2月19日、日本について効力を生ずることになった。

この批准に伴う国内法整備として、制定された差別解消法、改正された雇用促進法が、今年(2016年)4月1日から施行されることになった。

これまで人類は、障害のない言わば多数派により営造物を含む社会システムを、障害のない人だけが利用しやすいように構築し、言わば少数派である障害者の意向は全く聞き入れて来なかった。その結果、たとえば、少数派の1人である視覚障害者がホームドアのない駅のホームから転落し、走行してきた列車により轢死するような事例も後を絶たない。人類を手助けするはずの文明の力が障害にとっては全く使いやすくなっていないどころか、逆に生命の危険すらもたらしている。

また障害のある人は生きていても仕方がないとしてドイツのナチズムを想起するような、決してあってはならない施設の職員による当事者への大量殺人も起きてしまっている。

今こそ「障害とは、医学的な身体機能の欠陥であり、当該障害を持つ障害者の自己責任であると捉えることにつながっていく障害観の医学モデルは、即刻、社会モデルに取って代わられなければならない」時代が到来しているといえる。

社会モデルの考え方は、生きていくうえで不都合と

なる「障害」の内容を、医学的な身体機能の欠陥に求める医学モデルに対し、社会的な障壁が除去されないからこそ不都合が発生するのであり、当該社会的障壁がなければ不都合は生じないという理念に立っている。

このような社会的障壁である「障害」の除去は社会の責任である。

しかしながら、障害者の権利条約が掲げる理想と日本の現実の間には大きな隔りがある。差別解消法も、当初の期待には遠く及ばない姿の法律とならざるをえなかった。

そのため、これらのこの隔りや不十分さをどのように埋めていくか、特に障害のある人にとって役に立つものとしていくかは、これからの法の使いこなし方、権利実現の活動にかかっている。

そうであるからこそ、本書は障害のある人や一般市民の人たちに、実生活の中で、自らの権利を守り獲得できるようにすることに役立つものであることに執筆者のみなさんの努力がうかがえる。

本書をもとにしたこのような権利獲得の実践活動の積み重ねによって、権利条約が目指す尊厳と多様性がこの日本社会に実現されていくことを、包容化された平等社会が実現されていくことを筆者と共に私自身も願う。このような素晴らしい本ができたこと執筆者の皆さんに敬意を表したい。



Bリーグ観戦

会員 牧内 靖成 (68期)

1 はじめに

私は、2017年1月22日、クラス別新人研修で
ご指導いただいた小峯健介会員と西村健会員、そし
て、同研修の同期会員らとともに、開幕したばかり
の日本男子プロバスケットボールリーグ（Bリーグ）
を観戦した。

2 クラス別新人研修

私は、クラス別新人研修において指導を担当して
下さった小峯会員と西村会員から多くのことを学ば
せていただいた。また、同研修を通して同期会員と
の交流の幅も広がり、私にとって非常に有意義な研
修となった。そして、研修が全て終了した後の懇親
会において話題となったBリーグの観戦が、今回実
現することになったのである。

3 Bリーグ観戦

観戦したBリーグは、サンロッカーズ渋谷と仙台
89ERSとの試合であった。私達は、試合当日、試
合の行われる青山学院大学青山キャンパスの体育館
で集合し、普段あまり見ることのない会員の皆様の
私服姿に新鮮さを感じつつ、体育館の中へと進んだ。
会場の中には、既に多くの人達がおり試合前の熱気
があった。

席について間もなく試合が始まった。私は、学生
時代に僅かながらバスケットボールの経験はあった
が、Bリーグを観戦するのは初めてであった。目の前

がバスケットコートという理想的な席で観戦するこ
とができ、スピード感と迫力のある試合を楽しむこ
とができた。試合は、当初負けていたサンロッカーズ
渋谷が中盤以降に逆転するという非常に白熱したも
のであった。会場がサンロッカーズ渋谷のホームであ
ったということもあり、会場は、大いに盛り上がって
いた。

また、ハーフタイム等の試合と試合の合間には、
サンロッカーズ渋谷のマスコットキャラクターである
「サンディー」によるパフォーマンス、地元の子ども
達によるショー、観客数名がコートに出てシュートを
競い合う参加型のミニゲーム等が行われ、終始楽し
めるものであった。

4 おわりに

私は、貴重な経験と出会いを与えてくれたクラス
別新人研修という制度に感謝している。そして、今
後もBリーグの観戦に行けるような関係を続けてい
ければ嬉しいと思う。



法律学

『身近な法律問題Q&A』愛知学院大学法学部同窓会／成文堂

外国法

『ケースブック海外重要租税判例 新版』川田剛／財経詳報社
 『イギリス行政訴訟の価値と実態』榊原秀訓／日本評論社
 『アメリカの憲法問題と司法審査』大沢秀介／成文堂
 『中国信託法の研究』神田秀樹／日本加除出版
 『EU競争法』笠原宏／信山社
 『中国知財実務』冨原恵／経済産業調査会

憲法

『現代統治構造の動態と展望』川崎政司／尚学社
 『対話的憲法理論の展開』憲法理論研究会／敬文堂
 『同性パートナーシップ制度』棚村政行／日本加除出版
 『注釈日本国憲法(2) 国民の権利及び義務(1)』長谷部恭男／有斐閣
 『テキストとしての判決「近代」と「憲法」を読み解く』駒村圭吾／有斐閣
 『憲法と自衛隊』幡新大実／東信堂
 『日米安保と戦争法に代わる選択肢』渡辺治／大月書店
 『番号法の逐条解説 第2版』宇賀克也／有斐閣
 『皇室法概論 復刻版』園部逸夫／第一法規

選挙制度

『現役先生が教える主権者教育授業実例集』国政情報センター

行政法

『論点体系判例行政法2 行政訴訟』小早川光郎／第一法規
 『現代行政法の基礎理論』現代行政法講座編集委員会／日本評論社
 『都市再開発実務ハンドブック2016』大成出版社
 『自動車の保管場所の補償 新訂版』公共用地補償制度研究会／大成出版社

警察法

『ヤクザと憲法「暴排条例」は何を守るのか』東海テレビ放送株式会社／岩波書店

財政法

『予算と財政法 5訂版』小村武／新日本法規出版

税法

『業種別税務調査のポイント』渡邊崇甫／新日本法規出版
 『税目別ケースで読み解く！国際課税の税務調査対応マニュアル』武田恒男／ぎょうせい
 『クローズアップ租税行政法 第2版 税務調査・税務手続を理解する』酒井克彦／財経詳報社
 『税法学原論 第7版』北野弘久／勁草書房

『弁護士と税理士の相互質疑応答集』近畿弁護士会連合会／清文社
 『新しい国税不服申立制度の理論と実務』青木文／ぎょうせい
 『国税通則法の理論と実務』品川芳宣／ぎょうせい
 『家事関連費を中心とした必要経費の実務』平川忠雄／税務研究会出版局
 『PE課税コンパクトガイド』ディーエルエイバイパー東京パートナーシップ外国法共同事業法律事務所／大蔵財務協会
 『Q&A プロ選手・文筆家・芸能人・政治家・馬主・ホステス等特殊事情に係る所得税実務 改訂増補版』小田満／税務経理協会
 『評価明細書ごとに理解する非上場株式の評価実務』柴田健次／清文社
 『小規模宅地等の特例』吉本覚／新日本法規出版
 『農家と地主のための相続対策マニュアル 7訂版』柴原一／日本法令

地方自治法

『東京都予算編成に対する要望2017年度』日本共産党東京都議会議員団

民法

『民法理論研究』中村哲也／信山社
 『新注釈民法15 債権(8)』窪田充見／有斐閣
 『企業不動産法』小澤英明／商事法務
 『共有不動産の紛争解決の実務』三平聡史／民法法研究会
 『民法(債権関係) 部会資料集第3集(第2巻) 第77回～第79回会議議事録と部会資料』商事法務／商事法務
 『離婚と慰謝料 改訂版』平山信一／自由国民社
 『こんなところではつまずかない! 離婚事件21のメソッド』東京弁護士会親和全期会／第一法規
 『臨床実務家のための家族法コンメンタール 民法相続編』大塚正之／勁草書房
 『涉外不動産取引に関する法律と税金』山北英仁／日本加除出版
 『わかりやすい信託登記の手続 改訂版』日本法令不動産登記研究会／日本法令
 『工場抵当及び工場財団に関する登記』五十嵐徹／日本加除出版
 『民事信託のための信託監督人の実務』渋谷陽一郎／日本加除出版
 『相続人確定のための戸籍の見方・揃え方』菱田泰典／近代セールス社
 『戸籍の窓口5 フローチャートでわかる届書の審査』山下敦子／日本加除出版
 『Q&A 交通事故加害者の賠償実務 被害者からの過剰請求対応』弁護士法人愛知総合法律事務所／第一法規
 『交通事故2 損害論』藤村和夫／信山社

商事法

『会社法新判例の分析』永井和之／中央経済社
 『会社法』岡伸浩／弘文堂
 『同族会社・中小企業のための会社経営をめぐる実務一切 第2版』東京弁護士会親和全期会／自由国民社

『公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会 最終報告書』公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会
 『入門不正調査Q&A』不正調査研究会／清文社
 『企業法の進路』黒沼悦郎／有斐閣
 『組織再編・事業承継 第2版』会社法実務研究会／ぎょうせい
 『設立・解散・清算 第2版』会社法実務研究会／ぎょうせい
 『株式・種類株式・新株予約権 第2版』会社法実務研究会／ぎょうせい
 『株主総会・取締役・監査役 第2版』会社法実務研究会／ぎょうせい
 『株主代表訴訟とD&O保険』弁護士法人大江橋法律事務所／金融財政事情研究会
 『平成27・28年の政策保有株式の比較』後藤晃輔／商事法務
 『コードに対応したコーポレート・ガバナンス報告書の記載事例の分析平成28年版』森濱田松本法律事務所／商事法務
 『コーポレート・ガバナンス改革の提言』穴戸善一／商事法務
 『新・株主総会物語』田路至弘／商事法務
 『株主総会の準備実務・想定問答平成29年』日比谷パーク法律事務所／中央経済社
 『コンメンタール会社計算規則・商法施行規則 第3版』弥永真生／商事法務
 『貨物保険の損害対応実務』東京海上日動火災保険株式会社／保険毎日新聞社

刑法

『賄賂罪の理論』川端博／成文堂
 『全国犯罪被害者支援フォーラム 採録版2016 犯罪被害者支援の展望』全国被害者支援ネットワーク
 『ソーシャルワーカーのための更生保護と刑事法』野崎和義／ミネルヴァ書房
 『治安維持法の教訓』内田博文／みすず書房

司法制度・司法行政

『30周年記念誌』神奈川県弁護士会／神奈川県弁護士会
 『頼りかゝのある司法を目指して 信頼される弁護士会・弁護士であるために』東京弁護士会法友会／現代人文社
 『重要課題と私たちの取組み 2017』東京弁護士会法曹親和会／東京弁護士会法曹親和会
 『人権と平和の担い手として 弁護士の信頼を高め、憲法の価値をあまねく社会へ』東京弁護士会期成会／東京弁護士会期成会
 『勝ち残るための法律事務所経営ガイド』法律事務所経営ガイド制作チーム／東京都弁護士協同組合
 『職域拡大時代の法曹倫理』森際康友／商事法務

訴訟手続法

『示談・調停・和解の手続と条項作成の実務』園部厚／青林書院
 『民事執行実務の論点』竹田光広／商事法務
 『執行手続による債権回収 強制執行手続・担保権実行・強制競売』虎門中央法律事務所／民

事法研究会

『新刑法犯・特別法犯犯罪事実記載要領 改訂第4版』高森高德/立花書房
『わかりやすい少年警察活動 3訂版』少年非行問題研究会/東京法令出版

訴訟記録

『神兵隊事件 別巻5』専修大学今村法律研究室/専修大学出版局

経済産業法

『Q&A詐欺・悪徳商法相談対応ハンドブック』村千鶴子/ぎょうせい
『サイト別ネット中傷・炎上対応マニュアル 第2版』清水陽平/弘文堂
『イノベーション時代の競争政策 研究・特許・プラットフォームの法と経済』小田切宏之/有斐閣
『弁護士会による中小企業法律支援活動(事例集) 中小企業法律支援活動の更なる充実のために』日本弁護士連合会/日本弁護士連合会
『金融法概説』神田秀樹/有斐閣

知的財産法

『デザイン保護法制の現状と課題』麻生典/日本評論社
『年報知的財産法 2016-2017』高林竜/日本評論社
『国際特許管理の日本的展開 GEと東芝の提携による生成と発展』西村成弘/有斐閣
『特許訴訟の実務 第2版』高部真規子/商事法務
『標準著作権法 第3版』高林竜/有斐閣

農事法

『逐条解説農業協同組合法』農業協同組合法令研究会/大成出版社

通信法

『ケース・スタディ ネット権利侵害対応の実務 発信者情報開示請求と削除請求』清水陽平/新日本法規出版
『放送制度概論 新・放送法を読みとく』鈴木秀美/商事法務

労働法

『労働法 第11版補正版』菅野和夫/弘文堂
『雇用差別禁止法制の展望』浅倉むつ子/有斐閣
『判例で理解する職場・学校のセクハラ・パワハラ』吉川英一郎/文真堂
『モデル賃金・年収と昇給・賞与 2017年版』労務行政研究所/労務行政
『キーワードで規制と対策早わかり! 企業担当者のための労働安全衛生法』村木宏吉/第一法規
『新しい労働者派遣法の解説』中野麻美/旬報社
『防災事件救済の手引』古川拓/青林書院
『2016改正育児・介護休業法 実務・運用に活かす本』廣江淳哉/労働調査会

社会福祉法

『介護者支援政策の国際比較』三富紀敬/ミネルヴァ書房
『福祉行政の基礎』山口道昭/有斐閣

『改正社会福祉法対応のための規程集 第1弾 定款変更と評議員選任のポイント』東京都社会福祉協議会/東京都社会福祉協議会
『子どもの貧困の解決へ』浅井春夫/新日本出版社

医事法

『患者の権利オンブズマン勧告集 新版』患者の権利オンブズマン/明石書店
『バイオバンクの展開 人間の尊厳と医学研究』奥田純一郎/Sophia University Press 上智大学出版
『Q&A医療法人を取り巻くリスクとコンプライアンス ガバナンス強化と法務・税務・会計・労務』若崎文昭/大蔵財務協会

薬事法

『医薬品の安全性のための法システム 情報をめぐる規律の発展』秋元奈穂子/弘文堂

教育法

『"平和学"としてのスポーツ法入門』辻口信良/民事法研究会

国際法

『21世紀の国際法と海洋法の課題』松井芳郎/東信堂
『営業・企画担当者のための英文契約・交渉入門』小澤薫/同文館出版

医学書

『EBM血液疾患の治療 2017-2018』金倉誠/中外医学社
『睡眠時無呼吸症候群の診療メソッド』佐藤公則/中外医学社
『大腸がん診療における遺伝子関連検査のガイドダンス 第3版』日本臨床腫瘍学会/金原出版
『肝硬変のマネジメント 改訂3版』西口修平/医薬ジャーナル社
『今日の精神疾患治療指針 第2版』樋口輝彦/医学書院
『脳血管障害』伊藤義彰/中外医学社
『てんかんの診かた』兼子直/新興医学出版社
『食物アレルギーのすべて』伊藤浩明/診断と治療社
『小児整形外科テキスト 改訂第2版』日本小児整形外科学会/メジカルビュー社
『死にゆく患者(ひと)と、どう話すか』國頭英夫/医学書院
『新心臓血管外科テキスト』安達秀雄/中外医学社
『腹腔鏡下大腸癌手術の要点と盲点』杉原健一/文光堂
『皮膚科学 第10版』上野賢一/金芳堂
『今日の眼疾患治療指針 第3版』大路正人/医学書院
『眼科検査ガイド 第2版』飯田知弘/文光堂
『ストレスチェック面接医のための「メンタル産業医」入門』櫻澤博文/日本医事新報社
『神経内科ハンドブック 第5版』水野美邦/医学書院
『耳鼻咽喉科・頭頸部外科レジデントマニュアル』

楯谷一郎/医学書院

『潰瘍性大腸炎の診療ガイド 第3版』日本炎症性腸疾患協会/文光堂
『クローン病の診療ガイド 第2版』日本炎症性腸疾患協会/文光堂
『リウマチ・膠原病診療ガイド』廣畑俊成/文光堂
『麻酔科医のための周術期危機管理と合併症への対応』横山正尚/中山書店
『炎症性腸疾患(IBD)診療ガイドライン 2016』日本消化器病学会/南江堂
『網膜変性疾患診療のすべて』村上晶/医学書院
『分子標的治療薬とケア』遠藤久美/医学書院
『アナフィラキシー 虚血再灌流障害に対するガスの医療応用を巡る最近の動向』メディカル・サイエンス・インターナショナル
『肝臓専門医テキスト 改訂第2版』日本肝臓学会/南江堂
『がん治療の疑問をメーリングリストで解決した件。』日本臨床腫瘍学会/南江堂
『これでわかるピロリ除菌療法と保険適用 改訂第5版』高橋信一/南江堂
『診察と検査』飯田知弘/メジカルビュー社
『ゼロから始めるパーキンソン病診療』川上忠孝/文光堂
『ダウン症児の学びとコミュニケーション支援ガイド』玉井浩/診断と治療社
『ピロリ菌陰性時代の上部消化管内視鏡 これだけはおさえたい腫瘍性疾患の診かた』山本頼正/文光堂
『やさしい運動生理学 改訂第2版』杉晴夫/南江堂
『やさしく学べるがん免疫療法のしくみ』玉田耕治/羊土社
『健診・人間ドックハンドブック 改訂6版』小川哲平/中外医学社
『国立障害者リハビリテーションセンター社会復帰をめざす高次脳機能障害リハビリテーション』飛松好子/南江堂
『前立腺癌診療マニュアル』Kirby, Roger S./医学図書出版
『低形成・異形成腎を中心とした先天性腎尿路異常(CAKUT)の腎機能障害進行抑制のためのガイドライン』厚生労働省/診断と治療社
『徹底ガイド小児の呼吸管理Q&A 第3版』植田育也/総合医学社
『脳疾患によるアパシー(意欲障害)の臨床 改訂版』小林祥泰/新興医学出版社
『卵巣・卵管腫瘍病理アトラス 改訂・改題第2版』森谷卓也/文光堂
『臨床脳波学 第6版』大熊輝雄/医学書院
『膀胱癌診療ガイドライン 2016年版』日本膀胱学会/金原出版
『分子腫瘍マーカー診療ガイドライン』日本分子腫瘍マーカー研究会/金原出版
『遺伝性大腸癌診療ガイドライン 2016年版』大腸癌研究会/金原出版
『大腸癌治療ガイドライン 2016年版』大腸癌研究会/金原出版
『がん診療レジデントマニュアル 第7版』国立がん研究センター中央病院/医学書院

改めて、少年事件の実名等の報道に強く抗議し、少年法第61条の遵守を求める会長声明

株式会社新潮社は、「週刊新潮」2017年2月16日号において、名古屋市で女性を殺害したなどとして、殺人や殺人未遂等の罪に問われている事件（以下「本事件」という。）について、犯行時少年であった被告人の実名を、同年3月2日号において被告人の実名及び顔写真を掲載した。

同社のこのような記事は、事件の重大性や被害者及び遺族の心情を考慮したものとしても、少年のとき犯した罪について氏名、年齢、職業、住所、容ぼう等、本人と推知することができるような記事または写真の掲載を禁止した少年法第61条に反し、許されない。

少年法は、第1条において少年の「健全な育成」、すなわち、少年の成長発達権の保障の理念を掲げている。そして、推知報道がされると、少年のプライバシー権や成長発達権を侵害し、ひいては少年の更生と社会復帰を阻害するおそれが強いことから、同法第61条は、少年の推知報道を、事件の区別なく一律に禁止している。

わが国も批准している子どもの権利に関する条約は、第16条で、いかなる子どもも私生活、家族等に対して恣意的もしくは不法に干渉され、または名誉及び信用を不当に攻撃されてはならず、不法な干渉や攻撃に対し法律の保護を受ける権利があると規定している。同条約第40条第2項(b)(vii)も、刑罰法規を犯したと申し立てられたすべての子どもの私生活が手続のすべての段階において十分に尊重されるべきものと規定している。さらに、少年司法運営に関する国連最低基準規則第8条も、少年のプライバシーの権利はあらゆる段階で尊重されなければならない、原則として少年の特定に結びつくいかなる情報も公表してはならないとしている。

同社は、1997年7月、同年6月に神戸市須磨区で発生した小学生殺人事件の嫌疑をかけられた当時14歳の少年の顔写真を掲載した。これに対して当会は、少年法の理念及び少年の

人権保障の観点から抗議声明を出し、少年法第61条を遵守するよう強く要請した。しかし、同社は、2005年、2006年、2013年及び2015年にも少年事件に関する記事の中で実名及び顔写真を掲載し、当会及び日本弁護士連合会はそのたびに抗議声明を出し、少年法第61条の遵守を求めた。特に、本事件に関する「週刊新潮」による実名報道・写真掲載については、2015年2月6日付け「少年事件の実名等の報道に強く抗議し、重ねて少年法61条の遵守を求める会長声明」でも実名報道・写真掲載をすることのないよう要請していたほか、2015年3月6日付けでも、同誌の別事件に関する実名報道・写真掲載に対して、同様の会長声明を發出しているところである。それにもかかわらず、再び明白な違法行為が繰り返されたことは極めて遺憾である。

少年の氏名や容ぼうが報道されれば、インターネット上に少年の情報が半永久的に残り、少年は就労や日常生活において著しい不利益を受け、更生が阻害されることは明らかである。また、少年の更生可能性は裁判過程において裁判所によって判断されるべきものであり、報道機関が断片的情報から独自に判断し、実名報道をすることは許されない。

当会は、株式会社新潮社に対し、同社の行為が少年法及び子どもの権利条約に反し、少年のプライバシー権及び成長発達権を著しく侵害するものとして強く抗議するとともに、今後、同社が少年の人権を侵害する報道を二度と繰り返さないことを強く求める。

また、すべての出版・報道機関に対して、少年法を遵守し、少年及び関係者の人権の保障に留意して報道を行うことを要望する。

2017年2月27日

東京弁護士会会長 小林 元治

日本弁護士連合会臨時総会に提出した委任状に関する会長談話

2017年3月3日開催の日本弁護士連合会（以下、日弁連という）臨時総会において、東京弁護士会経由で提出された委任状3通につき、受任者欄が書きかえられて別の会員に対する委任状とされていたということがありました。この件につき、事実関係をご説明するとともに、再発防止のための対応につきご報告させていただきます。

まず、今回生じた事実につき、ご説明します。端的に申し上げて今回の事態は、東京弁護士会から日弁連に提出する際に生じた事務的なミスが重なり、上記のような事態が生じたものです。

すなわち、第一のミスは、会員から受任者を特定して提出された3通の委任状の分類を誤り、受任者を執行部に一任した、いわゆる白紙委任状の束の中に、これを分類してしまったという点にあります。そしてその結果、システム上の一覧表に委任

者の氏名を転記する際にも、受任者の記載のない白紙委任状として、委任者のみの氏名を転記してしまいました。そのため、システム上の一覧表において、当該3通の委任状については、受任者の指定のないものとして、受任者に現執行部及び前執行部の会員の名前を割り当ててしまいました。そして、第二のミスとして、このシステム上の一覧表の記載に従って、白紙委任状の受任者欄に事務局が受任者として割り当てた会員名を転記していく作業を行う際にも、当該3通の委任状には受任者名が記載されていたにもかかわらず、その記載が誤り（他の事務局員が誤って記載したもの）であると勘違いして、システム上の一覧表の記載の方が正しいと信じて、記載済の受任者の氏名を二重線で抹消して、システム上の一覧表に記載された執行部及び前執行部の会員の名前を記載してしまったものです。

このように、今回のような受任者の記載があったにもかかわらず、ミスが重なってその名前を抹消して他の会員の名前を記載した委任状が日弁連に提出されるという事態が生じたものです。

このような通常では考えられないミスが生じた背景には、短期間で2000通以上の委任状の処理を少数の事務局が行ったという作業体制上の問題があったと考えられます。もとより事務局の作業を指示監督する責任は執行部にあると考えられますので、今回のミスは執行部に責任があると反省しております。ご迷惑をおかけした会員の方々には事実調査結果の報告とお詫びの書面をお届けしております。

次に、再発防止のための対応につき申し上げます。執行部

としましては、事実について更に調査をするとともに、原因を究明して、再発を防止することこそが大切であると考えております。そのために、総務委員会委員、東京弁護士会監事をメンバーとした調査委員会を立ち上げ、事実調査確認と、再発防止策につき提言を受ける予定でおります。

このたびは、関係者を始め会員の皆様に多大のご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。今後、このようなことがないように再発防止策の策定及び実施に、全力を注ぐことをお約束します。

2017年3月7日

東京弁護士会会長 小林 元治

東日本大震災・福島第一原子力発電所事故から6年を経過しての声明

本日、2011年（平成23年）3月11日に発生した東日本大震災から丸6年を迎えた。

関東弁護士会連合会並びに東京弁護士会、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）は、東日本大震災発生直後から、関東弁護士会連合会では東日本大震災災害対策本部、東京三弁護士会では災害復旧復興本部を立ち上げ、電話相談や避難所相談、原子力損害賠償・廃炉等支援機構の相談、被災地への各種支援等を実施してきた。今年度だけでも関東弁護士会連合会及び東京三弁護士会のべ240名を超える弁護士が各地で相談を受けている。

丸6年を迎えて、とりわけ問題なのは、災害救助法に基づく応急仮設住宅について、区域外避難者に対する供与支援が、原則的にこの3月末で終了することである。報道によれば、正確な統計はないが、区域外避難者は、全国で4万人を超え、東京都内には700世帯を超える方がいるとされる。2016年（平成28年）7月、関東弁護士会連合会は、福島第一原子力発電所事故に伴う避難者を対象とする一斉電話相談ウィークを実施し、全国から多数の相談を受けた。最も多かった相談が、住宅打ち切りに関する相談であったことから、対象避難者のおかれた状況が深刻化していることがわかる。このため、「関東弁護士会連合会は、国、福島県に対し、避難指示区域外からの避難者に対する災害救助法に基づく応急仮設住宅（借り上げ住宅）の供与について、福島県が決定した、2017年3月末で打ち切るという方針を撤回すること、並びに、避難者を受け入れている自治体に対して、各地の実情を踏まえ、区域外避難者の住宅供与支援を実施していくことをそれぞれ求める。」という声明を発したところである（2016年（平成28年）9月26日）。

東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律は、放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないこと、多くの被災者が、健康上の不安を抱え、生活上の負担を強いられており、その支援の必要性が生じていることから、被

災者の生活を守り支えるための被災者生活支援等施策を推進することで、被災者の不安の解消及び安定した生活の実現に寄与することを目的としている。

対象避難者が帰還できないのは、同法のとおり、放射性物質による放射線による人体への影響が不明であるからである。その中で、「衣・食・住」という生活の基本の一つを奪うのは、同法の趣旨に反し、ひいては、幸福追求権（憲法第13条）にも反する重大な人権侵害である。

東京都は、区域外避難者向けに優先入居が可能な住宅を300戸用意したが、対象条件が厳しく、また住民票の異動を伴う必要もあり、福島県に親族を残して避難している者には、ハードルが高い。また、関東弁護士会連合会管内の各県においても区域外避難者向けの施策は十分とは評価し難く、多くの避難者が拠点となるべき住まいの確保に強い不安を抱えている。

各自治体は、より避難者に寄り添う柔軟な施策を行うべきである。

問題はこれだけにとどまらない。原発事故被害は、精神的損害、財物賠償、営業損害、風評被害と多岐にわたり類を見ないほど広がっている。しかし、丸6年を迎えて、賠償打ち切りも極めて重大な問題となってきたが、避難者の状況に鑑みれば、賠償を終了すべき土壌が形成されたとは到底言えない。

関東弁護士会連合会及び東京三弁護士会は、来年度も災害復旧復興本部を中心として、被災者・被害者の人権擁護のため、東日本大震災に関する諸問題について、国や関係機関に対する積極的な提言を行うほか、今後とも被災者・被害者へ寄り添いながら支援活動をより一層力強く取り組むことをあらためて決意し、今後も全力を尽くすことをここに宣言する。

2017年3月11日

関東弁護士会連合会 理事長 江藤 洋一
東京弁護士会会長 小林 元治
第一東京弁護士会会長 小田 修司
第二東京弁護士会会長 早稲田祐美子